

第 3 章

地震・津波災害応急対策

第3章 地震・津波災害応急対策

地震・津波による災害が発生した場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

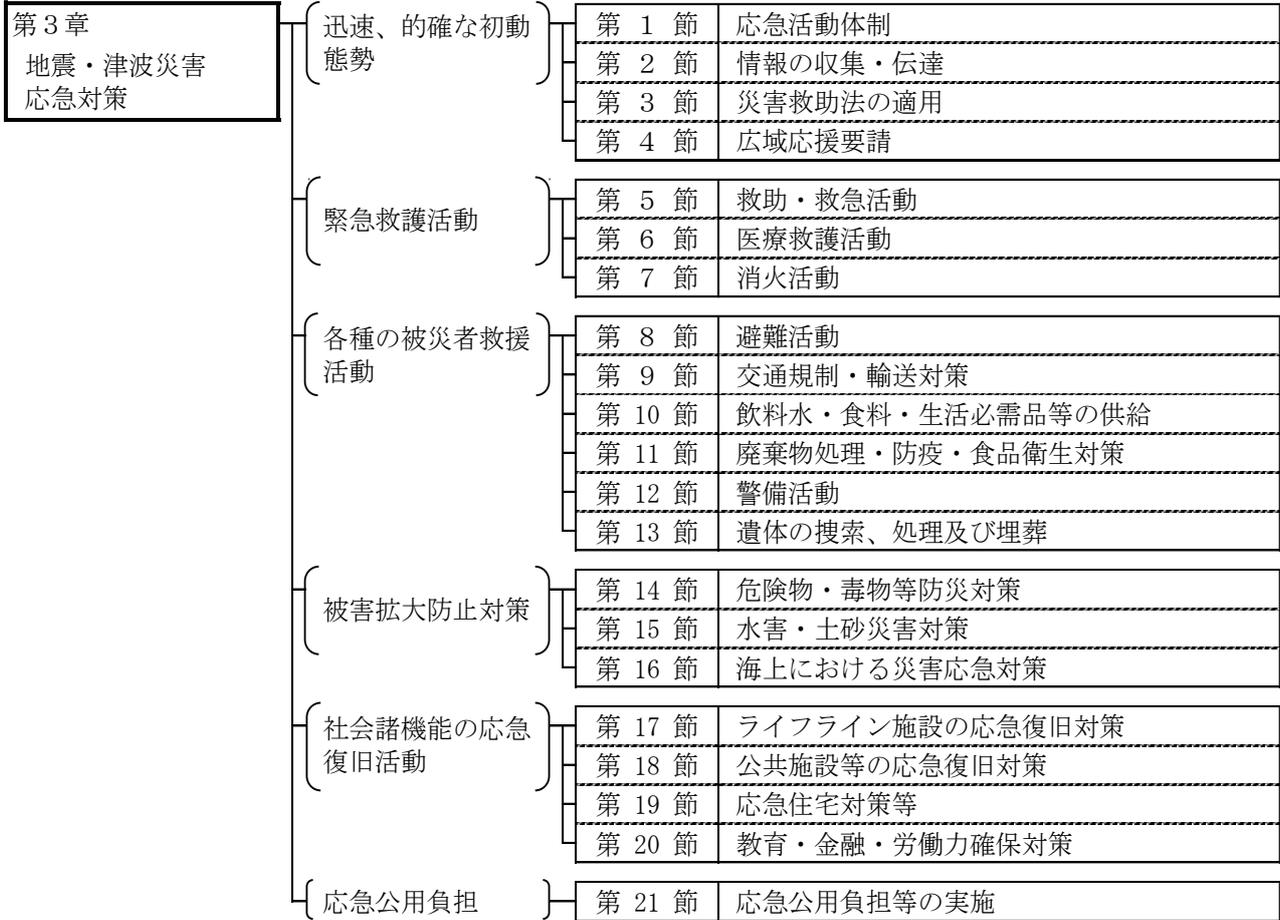
災害応急対策としては、まず、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢を整備するとともに、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害（水害・土砂災害、建築物倒壊等）の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を行っていくこととする。

なお、積雪・寒冷期の応急対策については、富山県地域防災計画雪害編を準用するものとする。

計画の体系

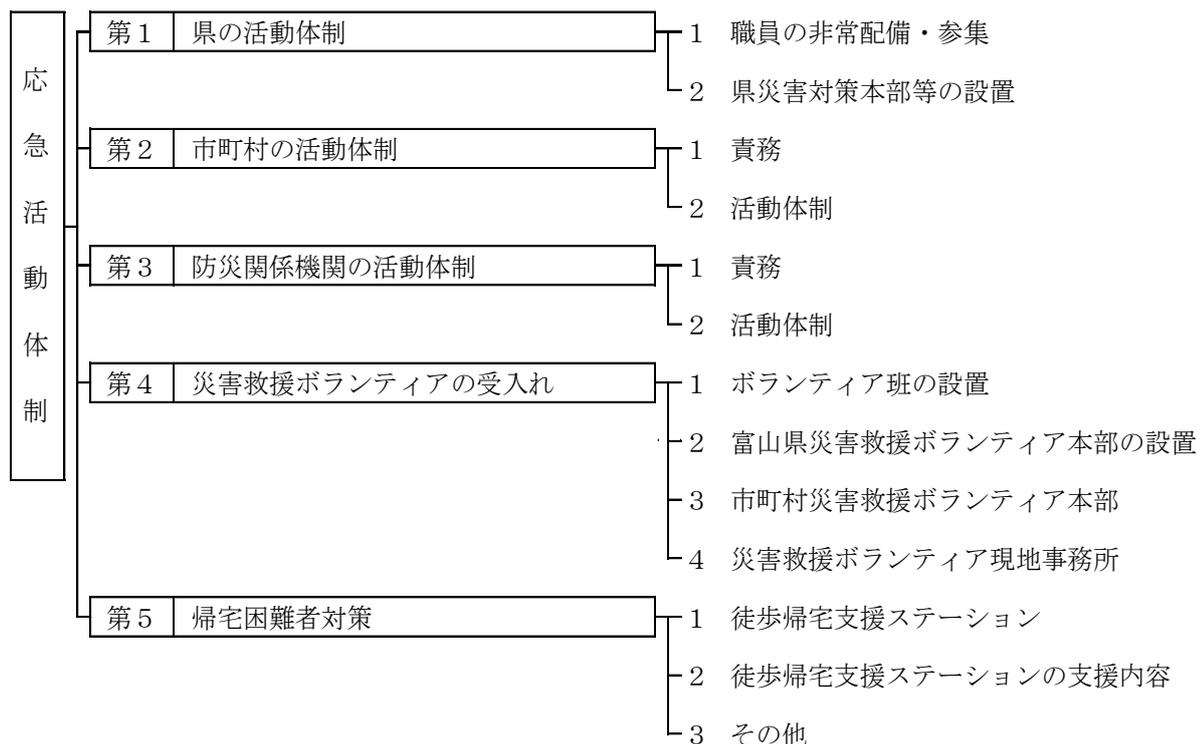


第1節 応急活動体制

地震・津波により大規模な災害が発生した場合、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

対策の体系



第1 県の活動体制

知事は、県の地域に地震・津波が発生した場合には、防災関係機関や他都道府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要に応じて、県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

県は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、市町村の災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

また、体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。

1 職員の非常配備・参集（県危機管理局）

県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、地震・津波発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、職員の安全

指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。

ただし、交通の途絶、混乱により、勤務場所等に登庁することが困難な場合は、登庁可能となるまでの間、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関に登庁し、所属長の指示を受ける。

なお、震度4以上の地震を観測した場合で、配備職員として指定された者が勤務場所等に登庁困難な場合については、上記の例による。(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

また、甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。

イ 動員班長(人事課長)は、職員の安否と参集可否の確認方法をあらかじめ整理し、職員に対して周知するとともに、地震・津波発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

ウ 本部長は、必要に応じ、広報班長(広報課長)を通じ「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に基づき、テレビ、ラジオの放送機関に、動員に関する放送を要請し、各班に伝達する。

(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

エ 過去の災害で得た知識、経験、ノウハウ等を災害対応に活かすため、危機管理局在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部等への応援職員として派遣する仕組みを検討する。

(4) 動員の伝達

ア あらかじめ指定された災害対策要員は、非常配備基準により自主登庁する。総務班長(防災・危機管理課長)は、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」やデジタル技術を活用し、関係職員に一斉連絡する。

イ 支部にあつては、支部長があらかじめ別に定める方法で伝達する。

ウ 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画し、職員に周知しておく。

2 県災害対策本部等の設置(県危機管理局)

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、県災害対策本部に総括される。

(1) 設置基準

ア 県の地域で震度5強以上の地震を観測したとき。

イ 県沿岸に大津波警報が発表された場合

ウ 県の地域において地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要があると知事が認めるとき。

(資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)

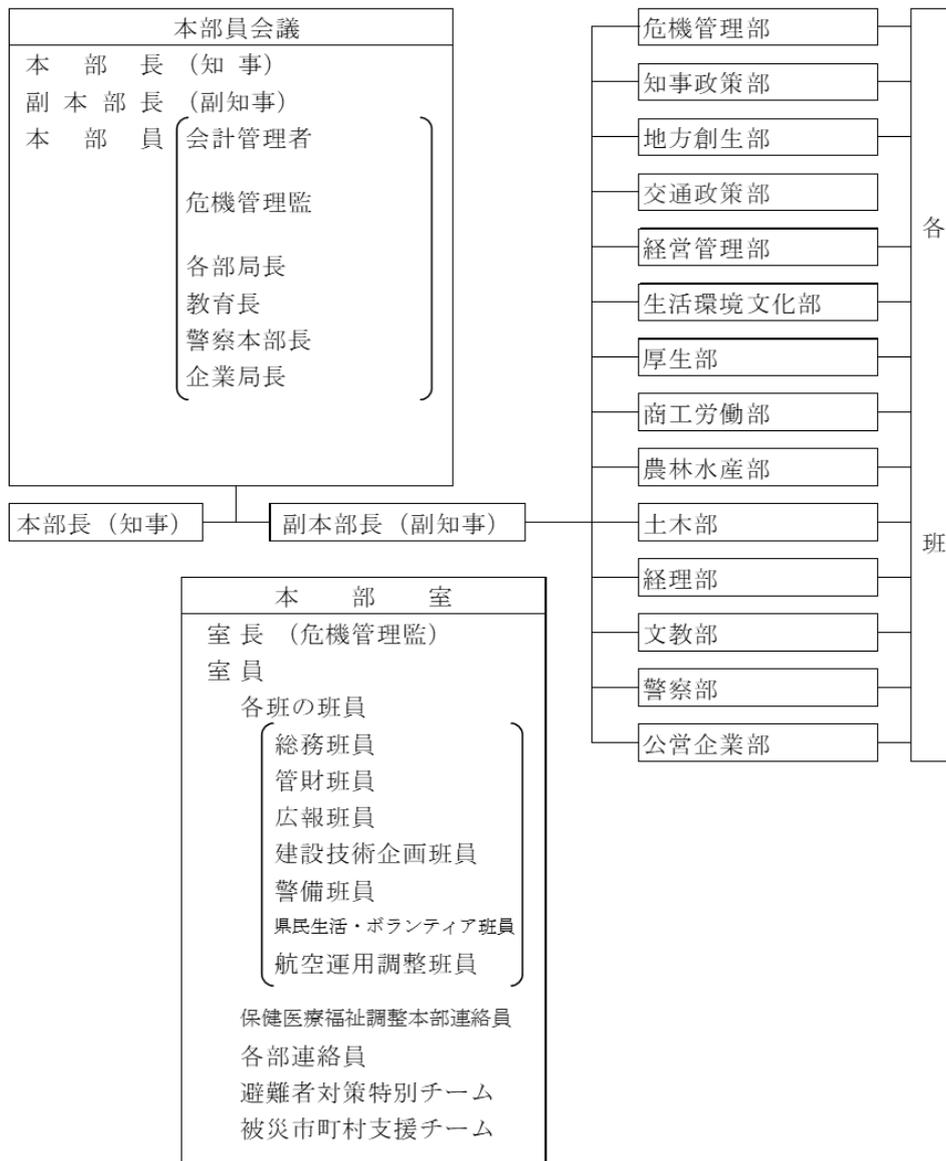
(2) 組織

ア 本部

(ア) 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。

(イ) 本部に、部及び班を置く。

県災害対策本部組織図

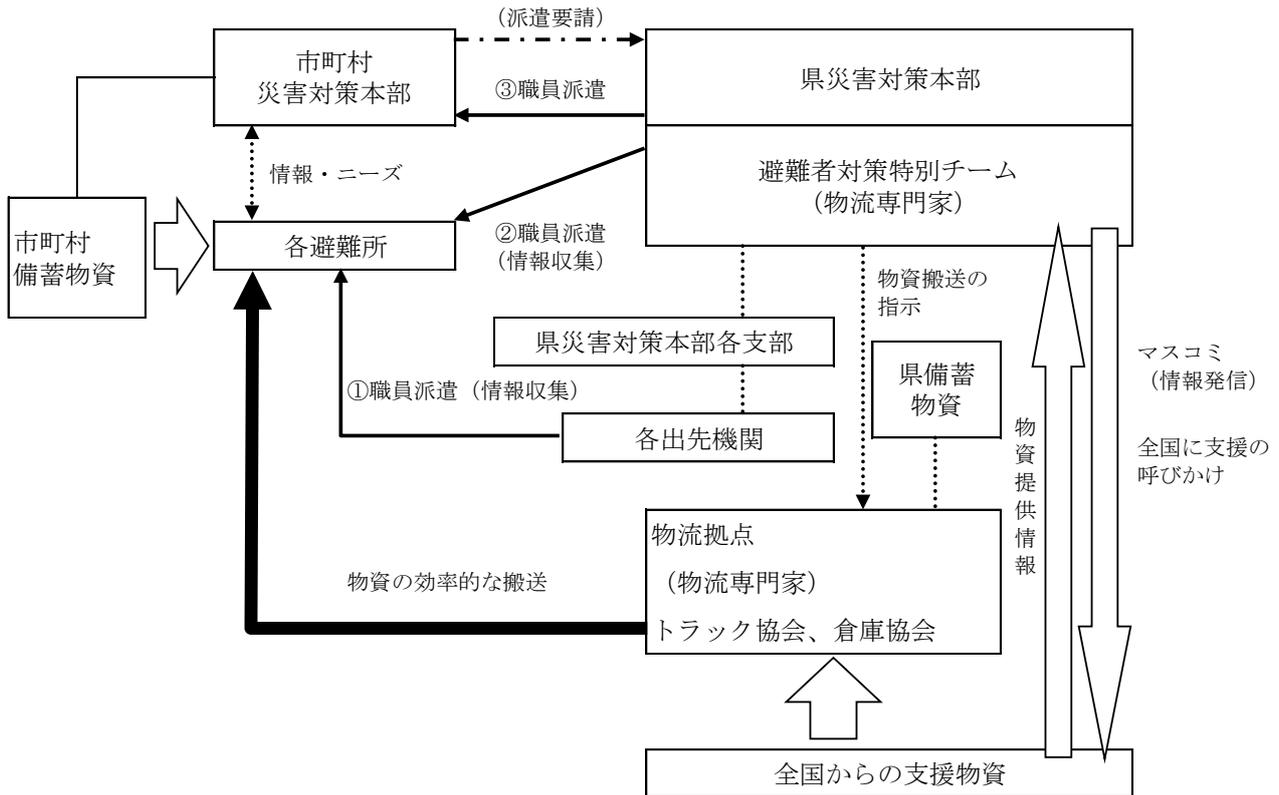


※上位者が不在の場合は、下位者が職務を代理する。

(資料「13-1 富山県災害対策本部条例」、「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

(ウ) 発災直後の混乱した状況の中で、避難者の状況やニーズを迅速に把握するため、本部内に「避難者対策特別チーム」を編成する。避難者対策特別チームは、避難所へ派遣した県職員からの情報や、被災市町村の災害対策本部へ派遣した職員の情報等から、避難者の置かれている状況、ニーズを踏まえ、情報の発信・伝達、物資の効率的配布の手配等を行う。

また、救援物資の受入れに当たっては、希望するもの及び希望しないものを報道機関を通じて公表するとともに、提供者に対して被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法となるよう啓発に努めるものとする。



(エ) 地震・津波災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。

(オ) 医療救護又は保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する。また、被災現地を所管する厚生センター内に「地域医療福祉調整本部」を設置し、円滑な保健医療福祉活動が実施できるよう、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。

保健医療福祉調整本部は、市町村や関係機関と連携し、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行うとともに、避難所における保健医療福祉ニーズ等の収集及び提供、心のケアを含めた被災者の健康管理に関する総合調整、保健医療福祉活動チームの派遣調整等、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うものとする。なお、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた都道府県職員等から編成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他の都道府県からの人的支援を求めるとともに、受援体制を整備するものとする。

(カ) 孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、数複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、プロジェクトチームの設置を検討する。

イ 支部

(ア) 本部長は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、

出先の各総合庁舎に支部をおく。

(イ) 支部は、支部長、班長、班員その他の職員をもって組織する。

(ウ) 支部長は土木センター所長をもって充てる。

県災害対策本部支部組織図

対 県 策 災 本 部 害		名 称	所 管 区 域
	支 部	富山支部	富山市
		高岡支部	高岡市、氷見市、射水市
		魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
砺波支部		砺波市、小矢部市、南砺市	

支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長
	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長
	農地林務班	班長：農林振興センター所長
	教育班	班長：教育事務所長
	協力班	班長：その他出先機関の長

※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする
 （資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」）

ウ 現地災害対策本部

- (ア) 本部長は、被災現地における情報収集、災害応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。
- (イ) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地災害対策本部派遣員をもって組織する。
- (ウ) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他職員は、本部長が指名する災害対策本部又は支部の職員とする。
 また、現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名した職員とする。
- (エ) 現地災害対策本部の設置基準
 - a 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
 - b 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合
 - c その他知事が必要と認める場合

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は防災危機管理センター5階大会議室、災害対策本部室は防災危機管理センター4階オペレーションルームに置く。

なお、防災危機管理センターが被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ 支部

特別な場合を除き、各総合庁舎内に置く。

ウ 現地災害対策本部

災害現場又は災害現場近くの公共施設等に置く。

(4) 設置の通知等

ア 県職員

災害対策本部が設置されたときは、次により周知する。

- (ア) 勤務時間内に設置されたとき

本部員（部局長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に周知する。

（イ）勤務時間外に設置されたとき

総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」やデジタル技術の活用等により周知する。

イ 防災関係機関等

本部長は、消防庁長官に災害対策本部を設置した旨を通知するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対しても通知する。

（ア）市町村長

（イ）指定地方行政機関、指定地方公共機関の長又は代表者

（ウ）陸上自衛隊第 14 普通科連隊長、航空自衛隊第 6 航空団司令、海上自衛隊舞鶴地方総監部
総監

（エ）厚生労働大臣、国土交通大臣

（オ）相互応援協定を締結している知事

（資料「14-9 防災関係機関連絡先一覧表」）

ウ 報道機関

広報班長（広報課長）は、災害対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

（5）本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

（ア）災害応急対策の基本方針に関すること

（イ）動員配備体制に関すること

（ウ）各部班間の調整事項の指示に関すること

（エ）自衛隊の災害派遣要請に関すること

（オ）現地災害対策本部に関すること

（カ）国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関すること

（キ）災害救助法の適用申請に関すること

（ク）国、都道府県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関すること

（ケ）その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。ただし、災害時の定期的な状況把握と円滑な課題解決のため、原則、定時開催とする。

ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

また、災害対応の連携強化や円滑かつ適切な意思決定を行うため、市町村長が本部員会議に出席できる体制とする。

エ 本部員は、その所管事項に関し、本部員会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部員会議に付議しなければならない。

（6）災害対策本部室

ア 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

イ 本部室長は、危機管理監をもって充てる。

ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア

ア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員・保健医療福祉調整本部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チームに配置する。

エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。

- (ア) 各種情報の管理に関する事
- (イ) 各部班の活動状況の把握に関する事
- (ウ) 防災活動全般の調整に関する事
- (エ) 本部員会議の運営に関する事
- (オ) 避難者対策特別チームに関する事
- (カ) 被災市町村支援チームに関する事
- (キ) その他本部長が指示した事項に関する事

(7) 本部派遣員

本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

ウ 市町村

エ 指定公共機関

オ 指定地方公共機関

(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

(9) 災害対策本部・支部の廃止

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部、支部又は現地災害対策本部を廃止する。

廃止の通知等は、2－（4）設置の通知等に準じて処理する。

第2 市町村の活動体制

1 責務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。

2 活動体制（市町村）

- (1) 市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

- (2) 市町村は、災害応急対策等のため必要があるときは、県に対し災害対策本部への職員派遣を要請することができる。(参考：災害対策基本法第29条)
 - (3) 市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
 - (4) 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。
 - (5) 市町村は、市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。
 - (6) 市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長(市町村本部長)は、法に基づく救助事務を実施又は補助する。この場合における市町村の救助体制についても、あらかじめ定めておく。
 - (7) 勤務時間外の地震・津波発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。
- なお、市町村は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、県災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責務(各防災関係機関)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる災害応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

2 活動体制(各防災関係機関)

- (1) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

内閣府等、県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連

携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 ボランティア班の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部室に、ボランティア班を設置する。

(1) ボランティア班の主な業務

- ア 富山県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）との総合的な連絡調整を行う。
- イ 県ボランティア本部の運営に必要な事務機器や通信機器等の活動用資機材のあつせん、提供及び救援ボランティア活動に必要な物資等の調整に努める。
- ウ 必要に応じ、広報班を通じ、救援ボランティアに関する情報を報道機関に提供する。

2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部が設置された場合は、県、総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県ボランティア本部を設置するものとする。

県ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡等を広く広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等協力関係団体にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

県ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 県災害対策本部及び市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ 市町村災害救援ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整
- ウ 協力関係団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ ボランティア活動に関する広報・情報提供
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）
- キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協定」等に基づく支援要請
- ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援NPO等）との連絡調整

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害対策本部が設置された場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、連携して、速やかに市町村災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、ボランティアの活用等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市町村災害救援ボランティア本部は、市町村災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するものとする。

市町村及び市町村社協は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市町村災害対策本部、県ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

(3) その他

県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 災害救援ボランティア現地事務所（市町村）

市町村災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市町村災害救援ボランティア本部が担うものとする。

(1) 設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第5 帰宅困難者対策（県危機管理局、市町村）

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人々が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。

1 徒歩帰宅支援ステーション

(一社)日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店(以下「加盟店」)は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。

支援ステーション・ステッカー



2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

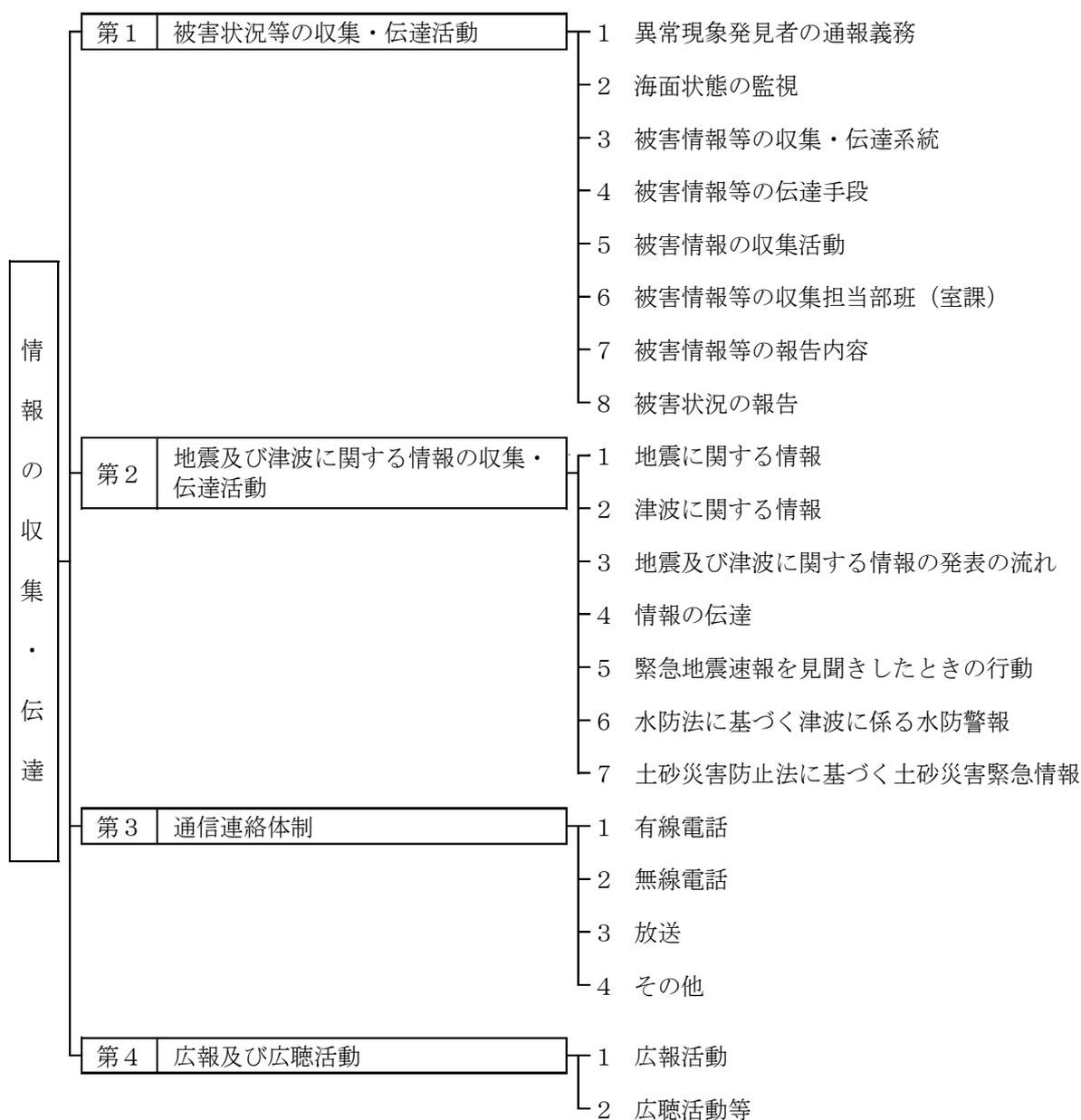
3 その他

(株)北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

第2節 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、地震・津波情報、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

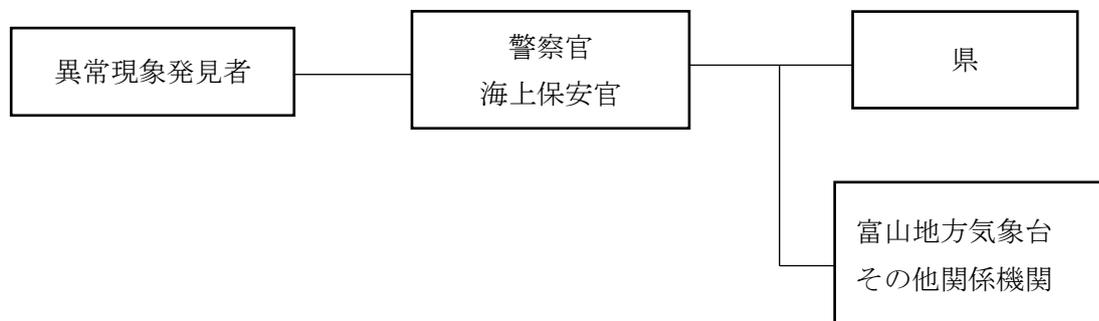
市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に対して定期的に伝達する。

1 異常現象発見者の通報義務（伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。

また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。

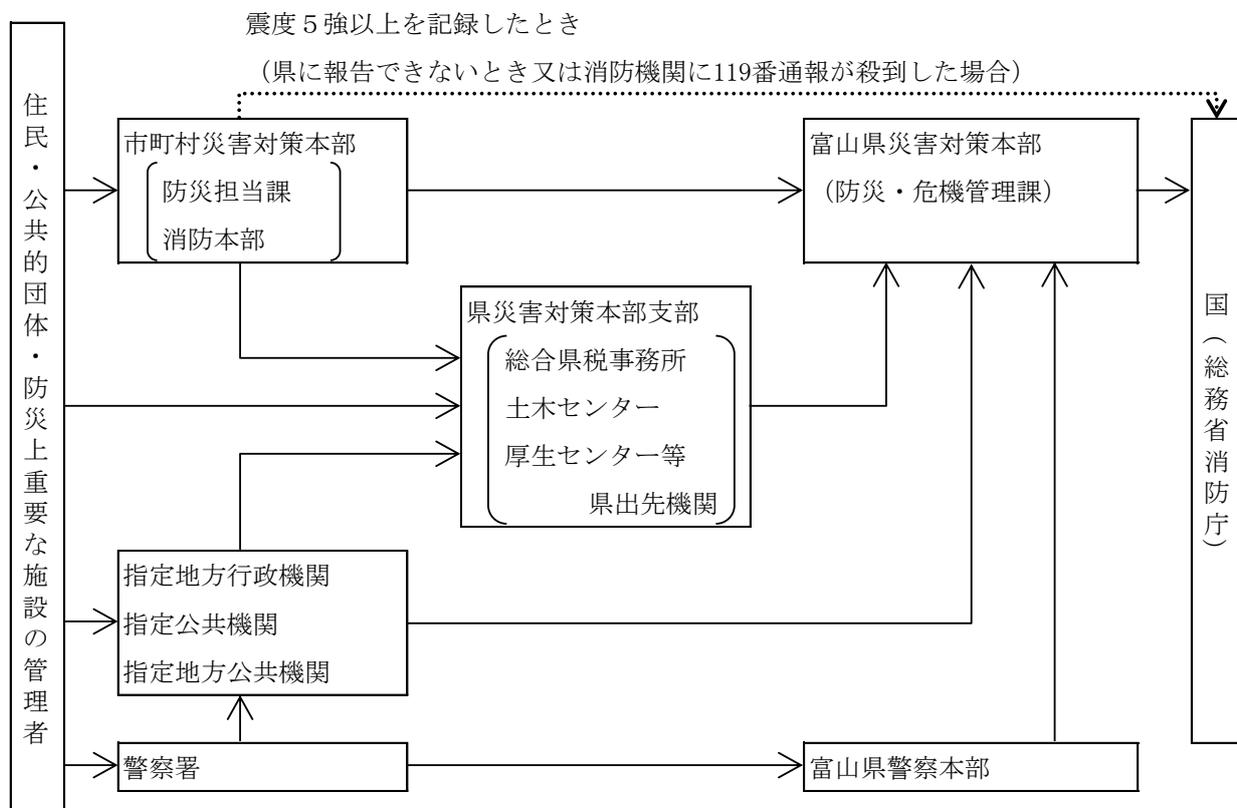


2 海面状態の監視（北陸地方整備局、県土木部）

下新川海岸、朝日海岸、宮崎漁港、黒部漁港海岸に設置されたCCTVカメラにより、海面の状態を的確に把握し、異常な現象が確認された場合には、速やかに関係機関に伝達する。

3 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



※（ ）内は、災害対策本部が設置されない場合を示す。

4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。
このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送による映像を関係機関に共有し、有効に活用する。

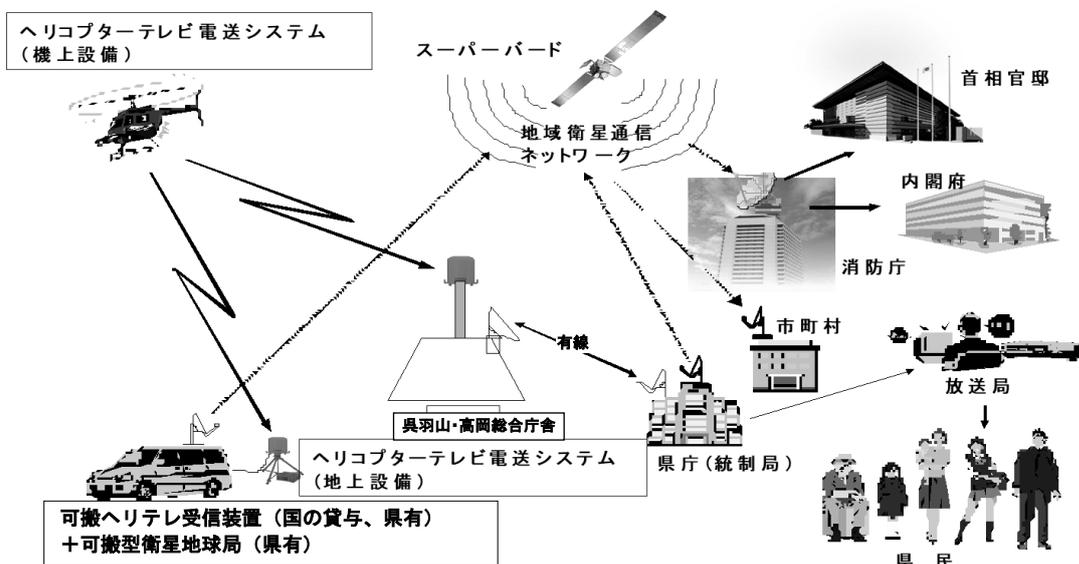
5 被害情報の収集活動（県各部署）

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関に共有する。

- (1) 市町村、消防本部からの情報収集
被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集するほか、県から被災市町村に派遣したリエゾンから情報を収集する。
- (2) 参集職員からの情報収集
参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。
- (3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集
県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機や高所監視カメラの上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。
また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4) 被災地へ派遣した職員からの情報収集

被災地、被災市町村の災害対策本部、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、携帯電話、無線により、情報を収集する。

(5) 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟富山県支部の協力を得て情報を収集する。

(8) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(9) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

(10) CCTVカメラによる海面状態の確認

下新川海岸に設置されたCCTVカメラにより、海面状態の確認を行う。なお、この情報は、インターネットで県民にも公開されている。

国土交通省黒部河川事務所：<https://www.hrr.mlit.go.jp/kurobe/bousai/SelectCamera1.html>

富山県入善土木事務所：<http://kawa.pref.toyama.jp/camera/01mapview.html>

(11) 最新技術を用いた情報収集

無人航空機を活用したレーザー測量等、最新のICT技術を用いて情報を収集する。

6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）

被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
人的・家屋被害	危機管理部 総務班	防災・危機管理課
社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課
医療施設被害	厚生部 医務班	医務課
商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
農業・水産・林業被害	農林水産部 農林水産企画班	農林水産企画課
公共土木施設被害	土木部 建設技術企画班	建設技術企画課
公共文教施設被害	文教部 教育企画班	教育企画課
公営企業施設被害	公営企業部 経営管理班	経営管理課
電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
ガス施設被害	危機管理部 総務班	消防課
上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課
通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課
県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課
鉄道施設被害	交通政策部 地域交通・新幹線政策班	地域交通・新幹線政策室
空港施設被害	交通政策部 航空政策班	航空政策課

- ※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。
- 2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに危機管理部総務班（防災・危機管理課）に報告する。

7 被害情報等の報告内容（県各部局）

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

8 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。また、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑に共有するよう努める。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、県及び被災市町村は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

(1) 災害即報

ア 県

県は、被害が発生したときは、市町村等から人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を直ちに国（総務省消防庁経由）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、国

(総務省消防庁経由)に報告するとともに関係機関へ連絡する。

イ 市町村

(ア) 市町村(防災担当課、消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(イ) 県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁経由)に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

(ウ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国(総務省消防庁経由)及び県災害対策本部(防災・危機管理課)へ同時に報告する。

ウ その他の機関

被害の状況を速やかに県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。

(消防庁への被害情報報告先は資料編に掲載)

(2) 災害確定報告

ア 市町村 応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

イ 県 応急措置が完了した後、20日以内に、国(総務省消防庁経由)に報告する。

(資料「11-2 知事に対して行う災害報告事項」)

第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動

県、市町村等は、地震及び津波に関する情報を関係機関の連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

1 地震に関する情報

気象庁では、地震発生直後から地震や津波に関する様々な情報が発表される。

(1) 地震動警報・予報(緊急地震速報)

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに (※)、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそ
地震動警報		

		れのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」

※緊急地震速報(警報)の発表条件は、2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報 (注)	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等(注) ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表(注) 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(注) 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

2 津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さの区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合も

ある。

- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

イ 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 (注1)	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表

(注1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内容
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波予報」は「津波警報・注意報・予報」としてまとめた形で発表される。

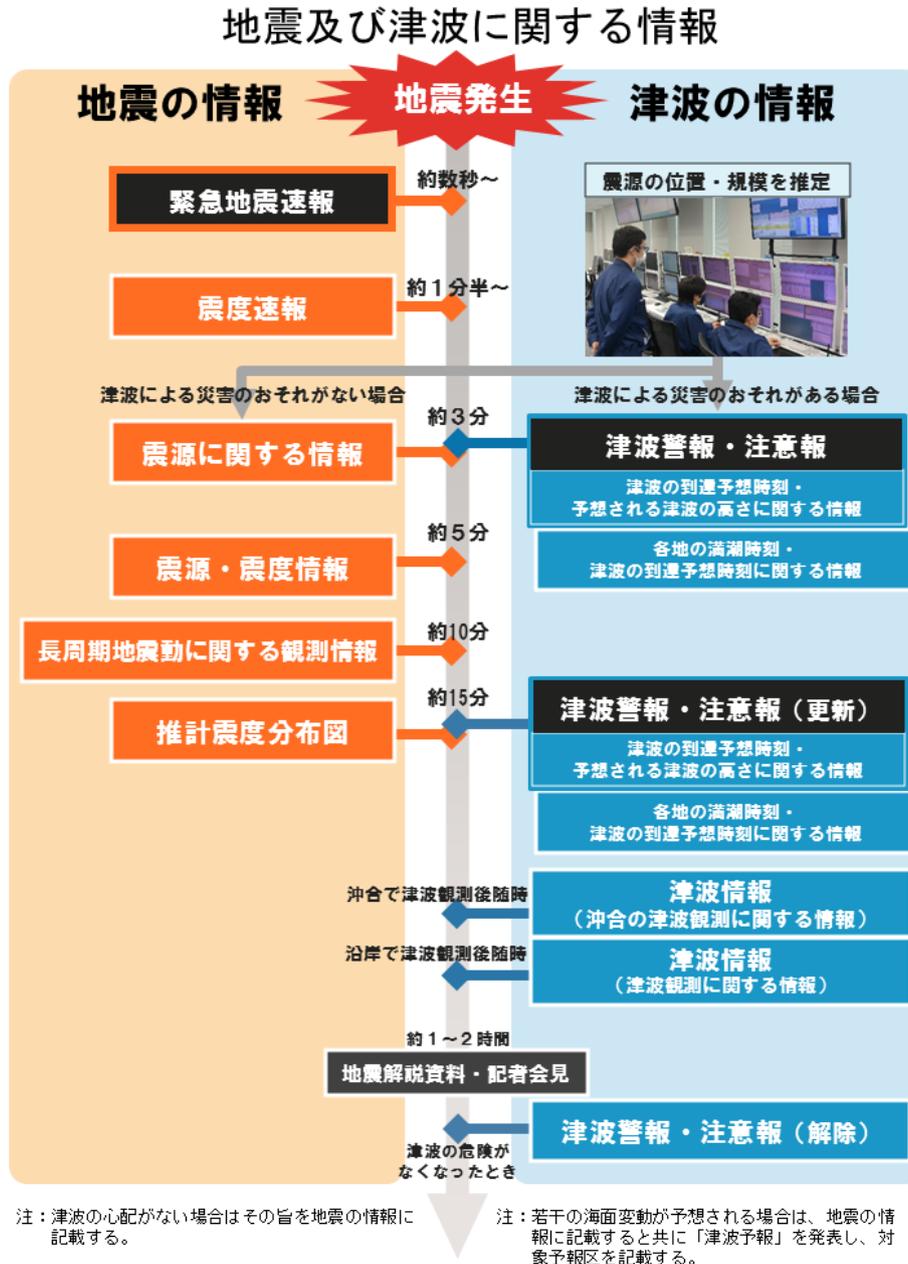
(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	富山県
区域	富山県
通知担当気象官署	気象庁



3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ



4 情報の伝達

(1) 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。

また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ、携帯端末の緊急速報メール

等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用のほか、住民同士の声かけ等を促進するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

ア 富山地方気象台及び関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により伝達する。

イ 県は、「富山県総合防災情報システム」により、市町村及び消防本部に伝達する。

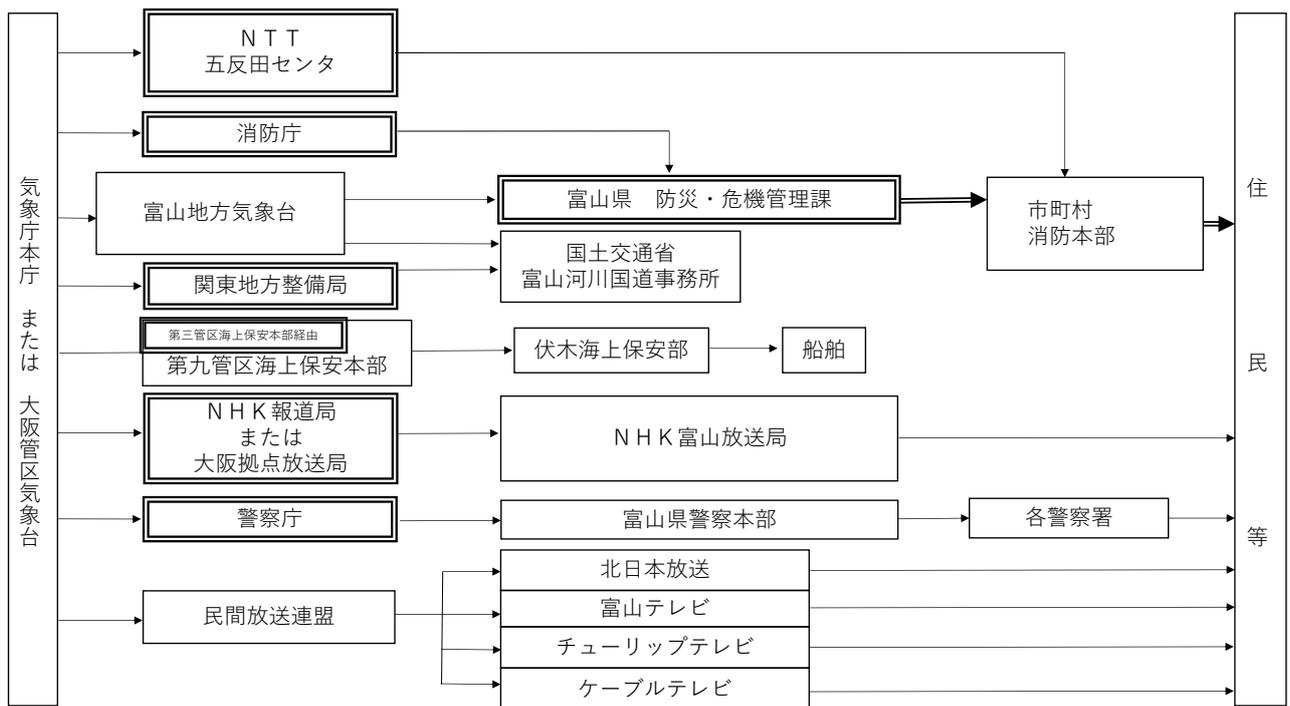
ウ NHK富山放送局は、NHK報道局から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。その他の放送機関は、民間放送連盟等から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

エ 県警察本部は、警察庁から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、あわせて市町村にも通知する。

オ 伏木海上保安部は、（第三管区海上保安本部経由）第九管区海上保安本部から通知があったときは、巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。

カ 関係市町村は、同報系防災行政無線や広報車等により、住民等へ周知するとともに、関係機関への伝達を行う。

津波警報等伝達系統図



注) 二重線で囲まれている機関 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路 気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報の伝達は、津波に関する情報の伝達に準じて実施する。

ア 県は「富山県総合防災情報システム」により、市町村・消防本部に伝達する。

また、県の震度情報ネットワークシステムにより得られた震度情報は、適宜、防災関係機関に提供する。

イ 放送機関は、民間放送連盟から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。

ウ 市町村は、受信した情報を必要に応じ、直ちに住民等に周知するものとする。緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

6 水防法に基づく津波に係る水防警報（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

（1）水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、洪水、津波又は高潮により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川等について、水防警報を発表する。

なお、水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、災害が津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事するものの安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準（津波に関するもの）

津波に係る水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

なお、知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に
関係ある機関に通知するものとする。

待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき

(3) 水防警報海岸及び河川

ア 水防警報海岸

国直轄+県管理 1 海岸（下新川海岸）

イ 水防警報河川

国直轄 8 河川（黒部川、常願寺川、神通川、井田川、熊野川、庄川、小矢部川、渋江川（国直轄区域））

県管理 41 河川（境川、笹川、木流川、小川、舟川、山合川、吉田川、高橋川、黒瀬川、片貝川、布施川、鴨川、角川、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川、栃津川、大岩川、いたち川、坪野川、婦負山田川、土川、熊野川（上流部）、下条川、和田川（庄川）、小矢部川（上流部）、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川（県管理区域）、旅川、砺波山田川、仏生寺川、上庄川、余川川、阿尾川、宇波川）

※水防警報海岸・河川及び発表基準は平成 28 年 12 月 27 日現在のもの

7 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

(1) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、市町村の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、市町村長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

ア 市町村への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町村に対し通知するものとする。

イ 地域住民への周知

県及び市町村は、土砂災害の恐れがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害の恐れのある地域に居住する住民に説明を行う。

ウ 県民への周知

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合には、緊急情報を通知した旨、報道機関やホームページ等を通じ、県民への周知を図る。

第3 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的な利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページとトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

1 有線電話（NTT西日本）

(1) 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめNTT富山支店の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話（県危機管理局、県経営管理部、NTTドコモ）

(1) 県防災行政無線

震災時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

また、県は必要に応じ、(一財)自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。

(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

(2) 防災相互無線

防災相互通信用周波数には、158.35 MHzと466.775MHzの2波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

(資料「7-5 富山県防災相互通信無線局」)

(3) 携帯電話

県は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

(4) 衛星通信

県は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

(5) 移動体通信事業者が提供するサービス

県は、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

(6) 公衆無線 LAN サービス

県は、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局）

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市町村長は、知事を通じて依頼する。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社
- カ 富山県ケーブルテレビ協議会

(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

4 その他（各防災関係機関）

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市町村防災行政無線（地域防災無線を含む。）等他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

(1) 利用できる主な施設

- ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第 11 条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等（防災関係省庁を含む。）と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線

海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)の各関係機関を結ぶ回線

イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線

(2) 相互協力

発受信者と無線局の設置者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力するものとする。

第4 広報及び広聴活動

震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

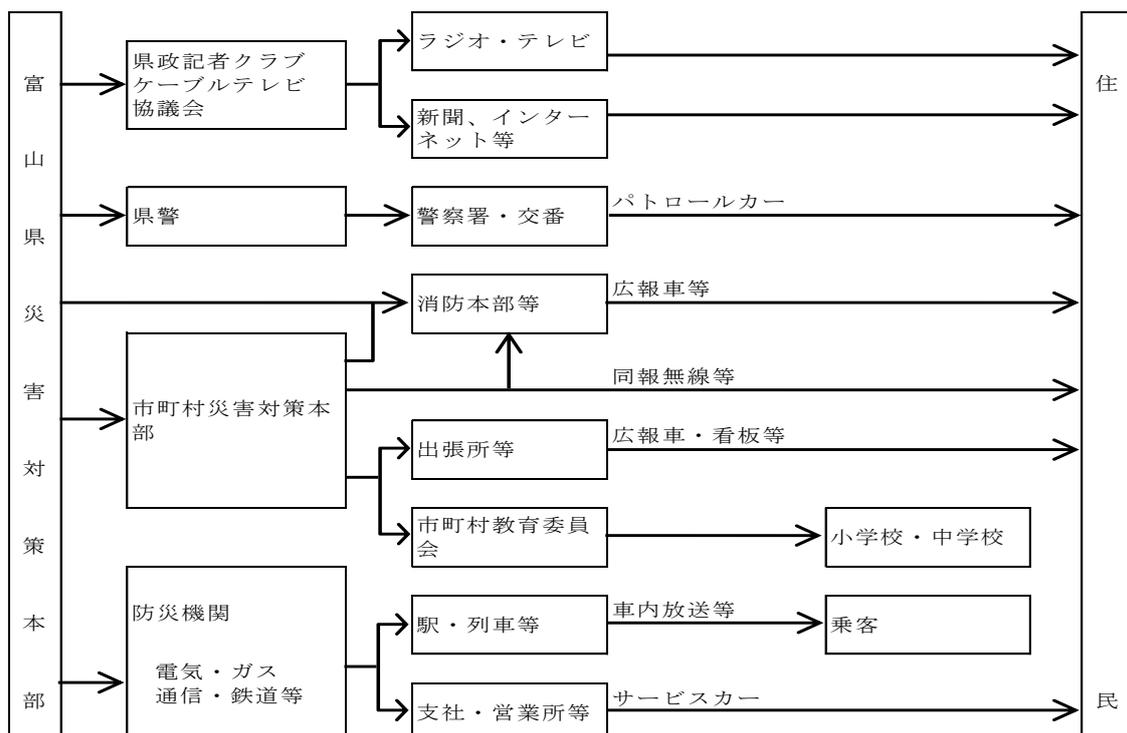
また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動（各防災関係機関）

(1) 実施機関

各機関が関係機関と連絡をとりながら、適切かつ迅速に行う。

震災時の広報活動フロー



(2) 広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、防災アプリ、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 地震発生直後の広報

- a 地震・津波に関する情報

(イ) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）
- b 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- c 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- f 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- g 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、通行状況）

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
- b 住民の安否情報（市町村毎にとりまとめた被災者の氏名等）
- c 給食・給水実施状況（市町村への支援状況等）
- d 生活必需品の供給状況その他生活に密着した情報（県全域にわたる情報等）
- e 河川・港湾・橋梁等公共土木施設の被災、復旧状況

(エ) 支援受入れに関する広報

- a 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等）
- b 義援金・救援物資の受入に関する情報

(オ) 被災者に対する広報

- a 被災者相談窓口の開設状況
- b 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(カ) その他必要事項

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、防災アプリ、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 地震発生直後の広報

- a 地震・津波に関する情報

(イ) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）
- e 避難指示（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

（ウ）応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

（エ）支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

（オ）被災者に対する広報

- a 被災者への相談サービスの開設状況

（カ）その他必要事項

（3）災害報道

震災時においては、余震や津波情報を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、震災時の情報伝達にあたって積極的に活用するものとする。

ア 報道機関への発表

県、市町村及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するものとする。

（ア）震災に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

（イ）発表は、原則として災害対策本部広報班長（広報課長）が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長（広報課長）に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

（ウ）防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長（広報課長）へ報告するものとする。

イ 災害報道の実施

情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

(5) 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。

2 広聴活動等（県経営管理部、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 総合窓口の設置

災害対策本部に被災者からの相談、要望、苦情を受け付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

(2) 広聴活動の実施

ア 県

災害の規模や現地の状況を勘案し、又は被災市町村の要請に基づき、次のとおり市町村の広聴活動を支援する。

(ア) 被災地を巡回して移動相談を実施する。

(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び避難所に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部署に連絡して適切な処理に努める。

(ウ) 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を配置して警察関係の相談にあたる。

イ 市町村

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施するものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

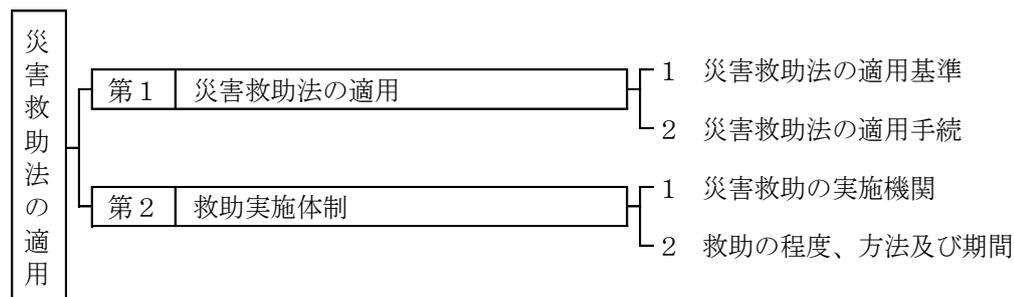
県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

県内において、市町村の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定規模以上であること、多数の者が生命、身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合であること、そして、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、知事は災害救助法を適用する。

対策の体系



第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準（県危機管理局）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。（資料「5-1-2 富山県における災害救助法の適用基準」）

- (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が基準以上であること。
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が基準以上であること。
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。（資料「5-1-1 災害救助法の過去の適用例」）

2 災害救助法の適用手続（県危機管理局、市町村）

- (1) 災害に際し、市町村における災害が、前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちに被害状況を知事に報告する。
- (2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、内閣府に情報提供する。
- (3) 災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則（昭和41年富山県規則第24号）第3条により、告示する。

第2 救助実施体制

1 災害救助の実施機関（県厚生部、県関係部局）

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。
- (2) 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる（以下「救助の委任」という。）。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令第17条第1項）
- (3) 救助の委任をしない事項についても災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。
- (4) 物資や土地の収用等に係る法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

- (1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）
- (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

救助の種類・期間

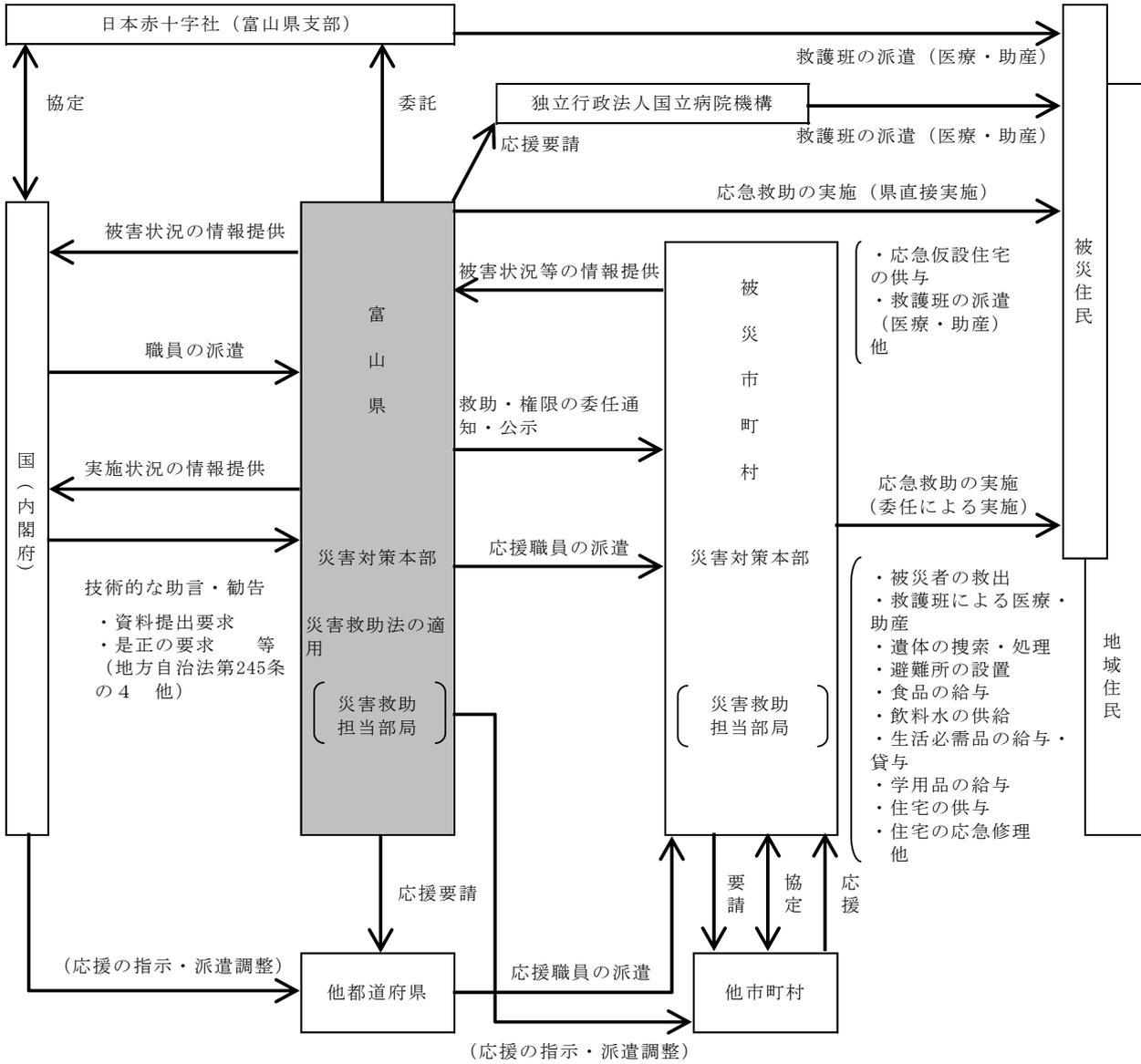
救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書） （文房具）	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項）

また、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

（資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

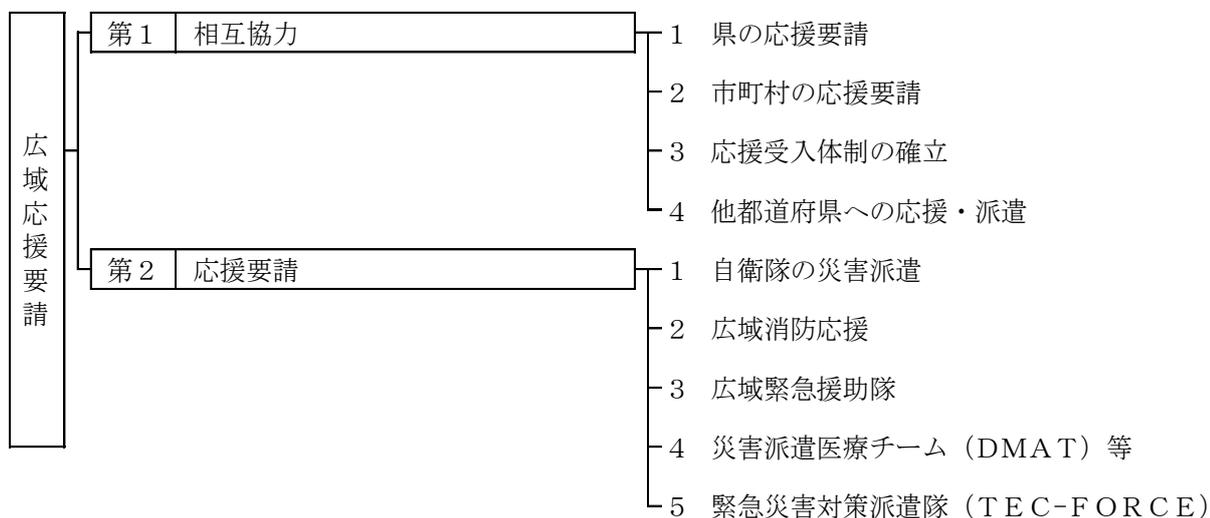
災害救助法による応急救助の実施概念図



第4節 広域応援要請

地震・津波の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

対策の体系

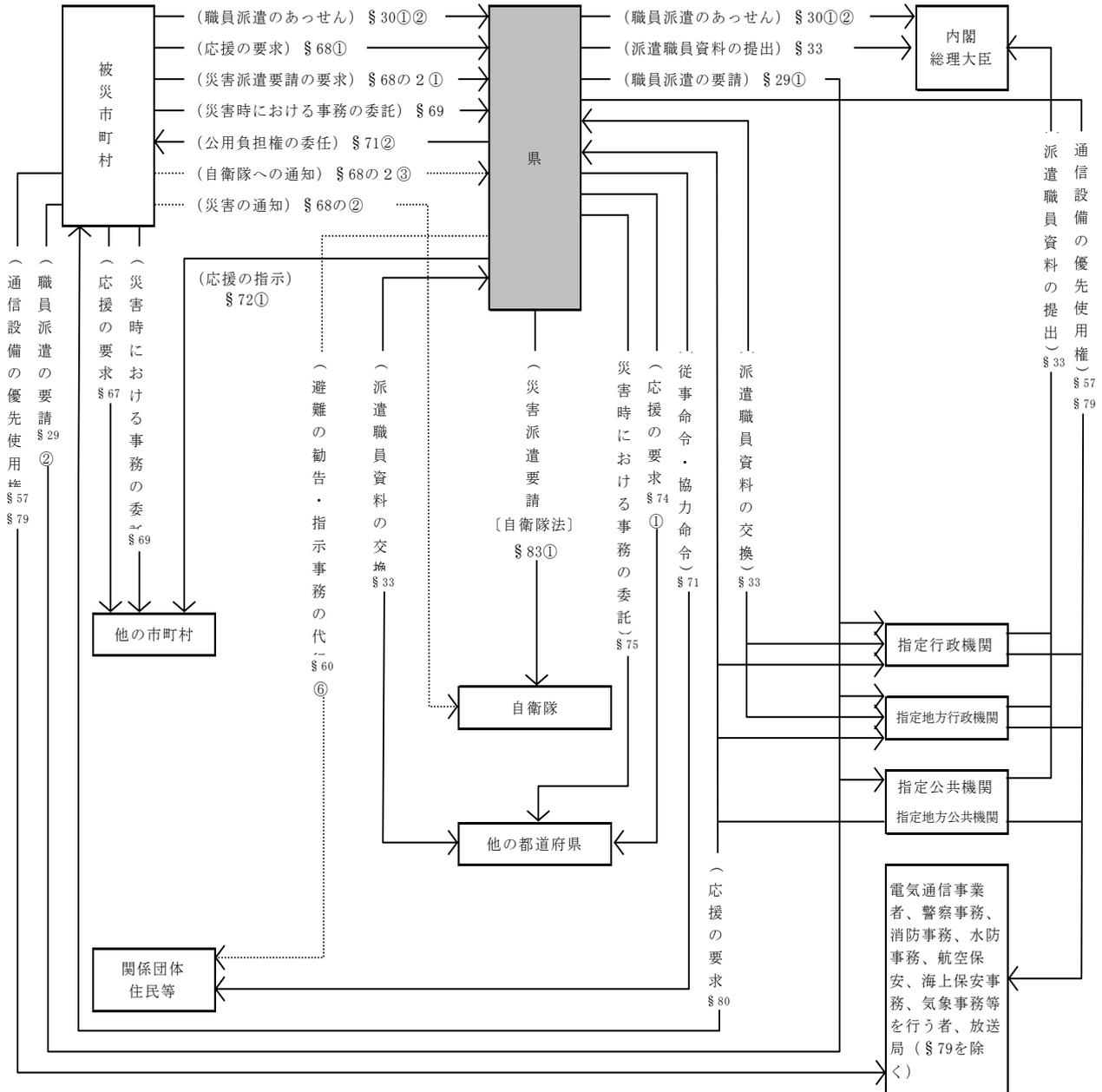


第1 相互協力

地震・津波により災害が発生した場合、各防災関係機関は、必要に応じて、他の機関や団体などに協力を求めるなどして、災害対策を円滑かつ効果的に実施することが必要である。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。なお、協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。

災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



※ § は「災害対策基本法第○条」を示す。

1 県の応援要請（県危機管理局）

(1) 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策を応援するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他都道府県への要請

ア 相互応援協定に基づく要請

知事は、必要があると認めるときは、中部9県1市の「災害応援に関する協定書」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。また、「被災市区町村応援職員確保システム」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、ブロックの幹事県、総務省等に対し、応援を要請する。

(ア) 被害の状況

(イ) 次に掲げるものの品名、数量等

- a 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- b 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等

(ウ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員

(エ) 応援の場所及び応援場所への経路

(オ) 応援の期間

(カ) その他必要な事項

(資料 「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請

ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節について同じ。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんに求める。

(ア) 派遣のあっせんに求める理由

(イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する災害応急対策の要請

知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。

(5) 公共的団体・民間団体等に対する要請

知事は、必要があると認めるときは、県の地域内における公共的団体・民間団体に対し協力を要請する。

2 市町村の応援要請（市町村）

(1) 他市町村への要請

市町村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由

(イ) 応援を希望する人員、物資等

(ウ) 応援を必要とする場所、期間

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の必要性

(カ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあっせん要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関^{*}の職員の派遣についてあっせんに求める。

(ア) 派遣のあっせんに求める理由

(イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市町村長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

※特定公共機関 その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）

（1）連絡体制の確保

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

（2）受入体制の確保

県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

（3）経費の負担

応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局）

県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

（1）支援体制の確保

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。

応援職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯する。

（2）被害情報の収集

県は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害情報の収集を速やかに行い、支援活動を検討する。

（3）応援の実施

県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、

衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第2 応援要請

地震・津波の規模や情報収集した被害情報から、自衛隊等の派遣を要請する必要がある場合、知事は、直ちに自衛隊等に派遣要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関）

知事は、地震・津波により災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請の手続き

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア 要請者 知事

イ 要請手続

知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(資料「12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書」、「12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」)

ウ 要請文書あて先

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

(2) 災害派遣要請の依頼手続き

ア 依頼者 市町村長又は関係機関の長

イ 依頼手続

市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請

を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。

イ 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

ウ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡員の派遣依頼

県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第 14 普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第 6 航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前には、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。

(5) 災害派遣部隊の受入体制

ア 災害救助復旧機関との調整

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(ア) 作業箇所及び作業内容

(イ) 作業の優先順位

(ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 活動拠点の確保

知事及び市町村長は、次の活動拠点を確保する。

(ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）

(イ) 資機材置場、炊事場

(ウ) 駐車場

(エ) ヘリコプター離着陸場

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊（千人規模）で約 15,000 m²、師団（約 1 万人程度）で約 140,000 m²以上の地積が必要である。

（資料 「8-7 自衛隊ヘリコプター諸元」、「8-9 ヘリポートの準備」）

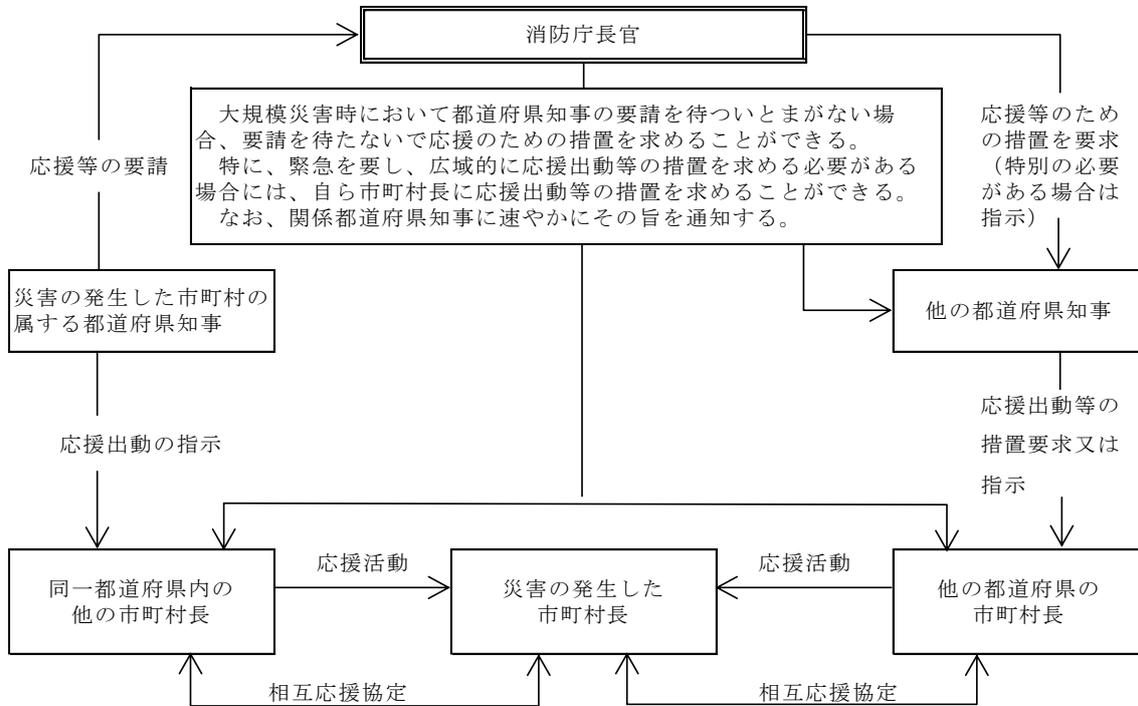
（6）災害派遣の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

2 広域消防応援（県危機管理局、市町村）

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー（消防組織法第 44 条関係）



(1) 市町村消防相互の応援協力

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第 39 条の規定に基づき、昭和 44 年 3 月 7 日、県内市町村相互の応援協定を締結している。

（資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。

ア 緊急消防援助隊

国内で発生した地震等の大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第 45 条の規定に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編成されている。

知事は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。（緊急消防援助隊応援要請先及び連絡方法は資料編に掲載）

イ 広域航空消防応援

大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や応援救助隊を早期に派遣することが極めて有効である。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。

(資料 「8-6 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」)

3 警察災害派遣隊（県警察本部）

警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。

公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援県警察は、速やかにこれに応じることとしている。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県危機管理局、県厚生部）

(1) 応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域医療搬送

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設（SCU）を設置する。

※広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit。略称「SCU」）

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。

被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。

5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

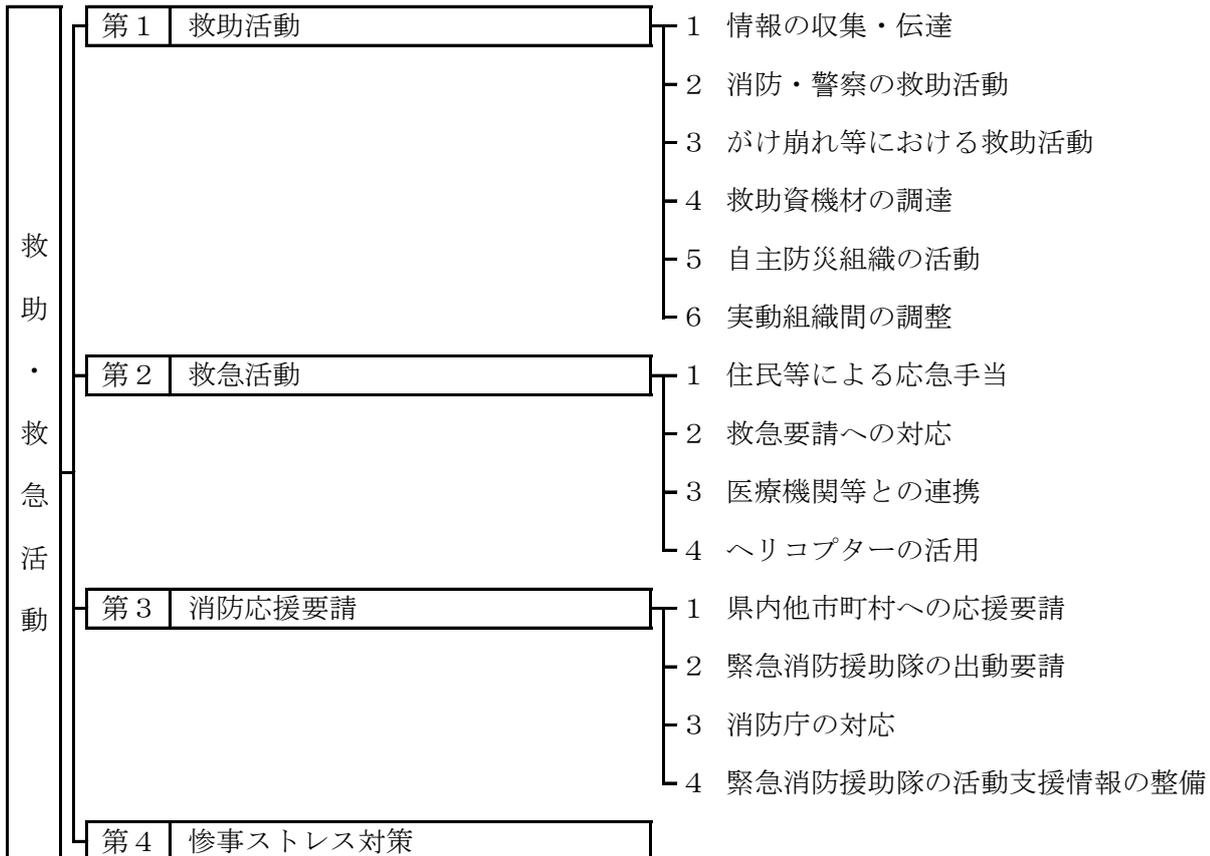
知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第5節 救助・救急活動

災害時には、家屋等の倒壊による下敷きや、火災、がけ崩れ、地すべり等による生き埋めなど早急に救助、救急を必要とする事象が多量に発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、海上保安部、施設等の管理者、関係防災機関等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行う。

対策の体系



第1 救助活動

消防、警察、自衛隊及び施設等の管理者は、家屋の倒壊、がけ崩れ等災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集・伝達（県警察本部）

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 消防・警察の救助活動（県警察本部）

- (1) 震災後、多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をとる。
- (2) 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を実施するよう促す。

- (3) 震災発生初期においては、住民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な捜索活動を行う。
- (4) 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。
 - ア 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。
 - イ 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。
- (5) 災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、NPO 法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

3 がけ崩れ等における救助活動（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

人命を救助するため、がけ崩れ等崩壊土砂を除去する必要がある場合は、まず、道路等の施設管理者が主体となって土砂を除去し、その後、消防、警察、自衛隊及び管理者が連携して救助活動にあたる。

4 救助資機材の調達（各防災関係機関）

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

5 自主防災組織の活動

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。
- (2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

6 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

7 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

第2 救急活動

消防等は、震災時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む。）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救急要請への対応（市町村）

- (1) 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- (2) 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

3 医療機関等との連携（県厚生部、市町村）

- (1) 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- (2) 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 ヘリコプターの活用（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他縣市、自衛隊及び海上保安部に応援を要請する。

第3 消防応援要請

市町村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請（県危機管理局、市町村）

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 緊急消防援助隊の出動要請（県危機管理局、市町村）

- (1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。
 - ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
 - イ 応援要請日時、必要応援部隊
 - ウ その他の情報（必要資機材、装備等）
- (2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまが

ない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、南海トラフ地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時には、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。

なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。

4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- (1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- (2) 水利の情報
 - ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所一図、救急搬送医療機関位置図等）
- (4) 住民の避難場所の情報
- (5) 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第4 惨事ストレス対策（各防災関係機関）

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

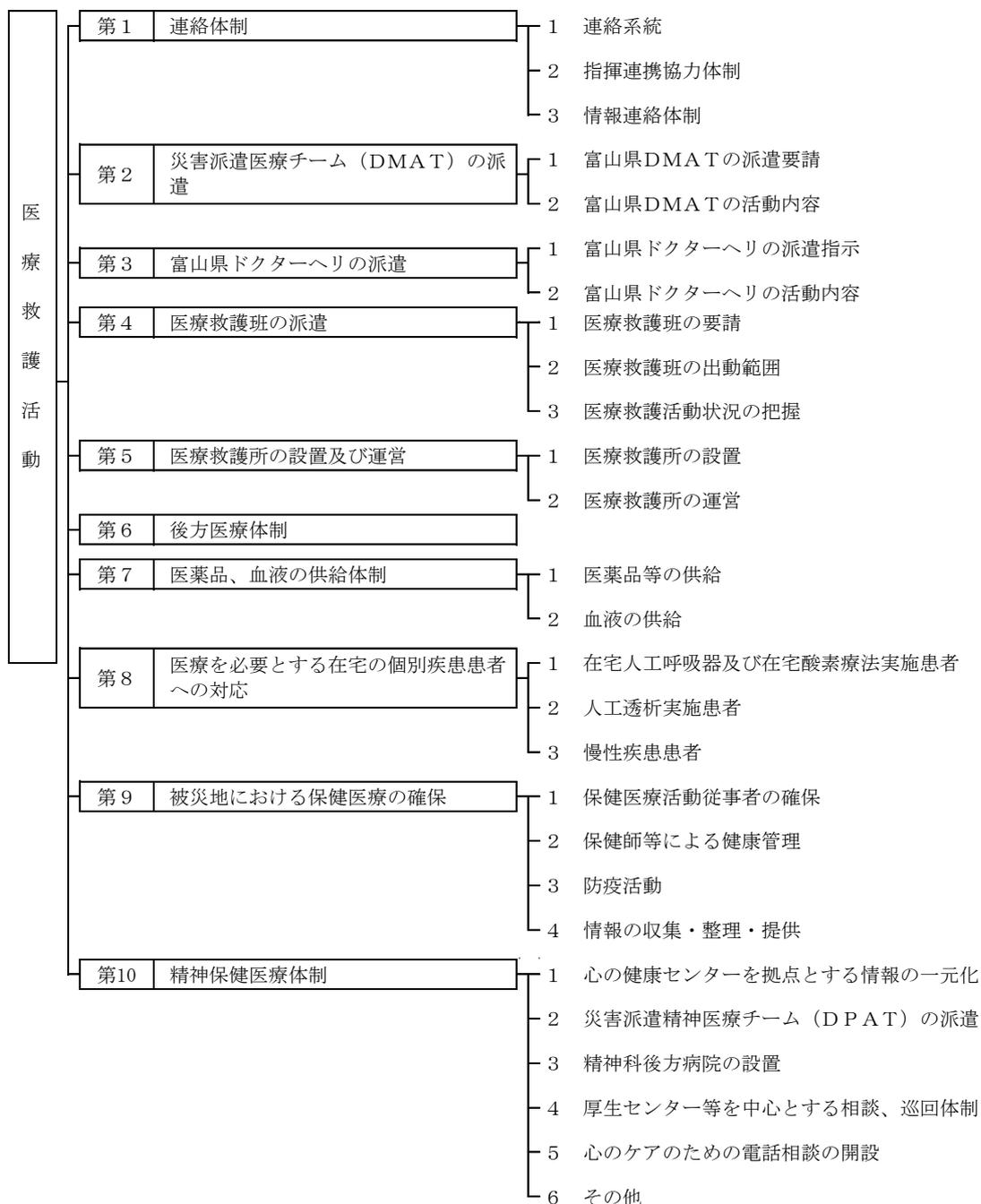
第6節 医療救護活動

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本節では、医療救護に係る連絡体制、医療救護班の派遣、医療救護所の設置及び運営、後方医療体制等の施策を定める。

対策の体系



第1 連絡体制

1 連絡系統（県厚生部）

(1) 連絡系統は、別図のとおりとする。

(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、協定に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。

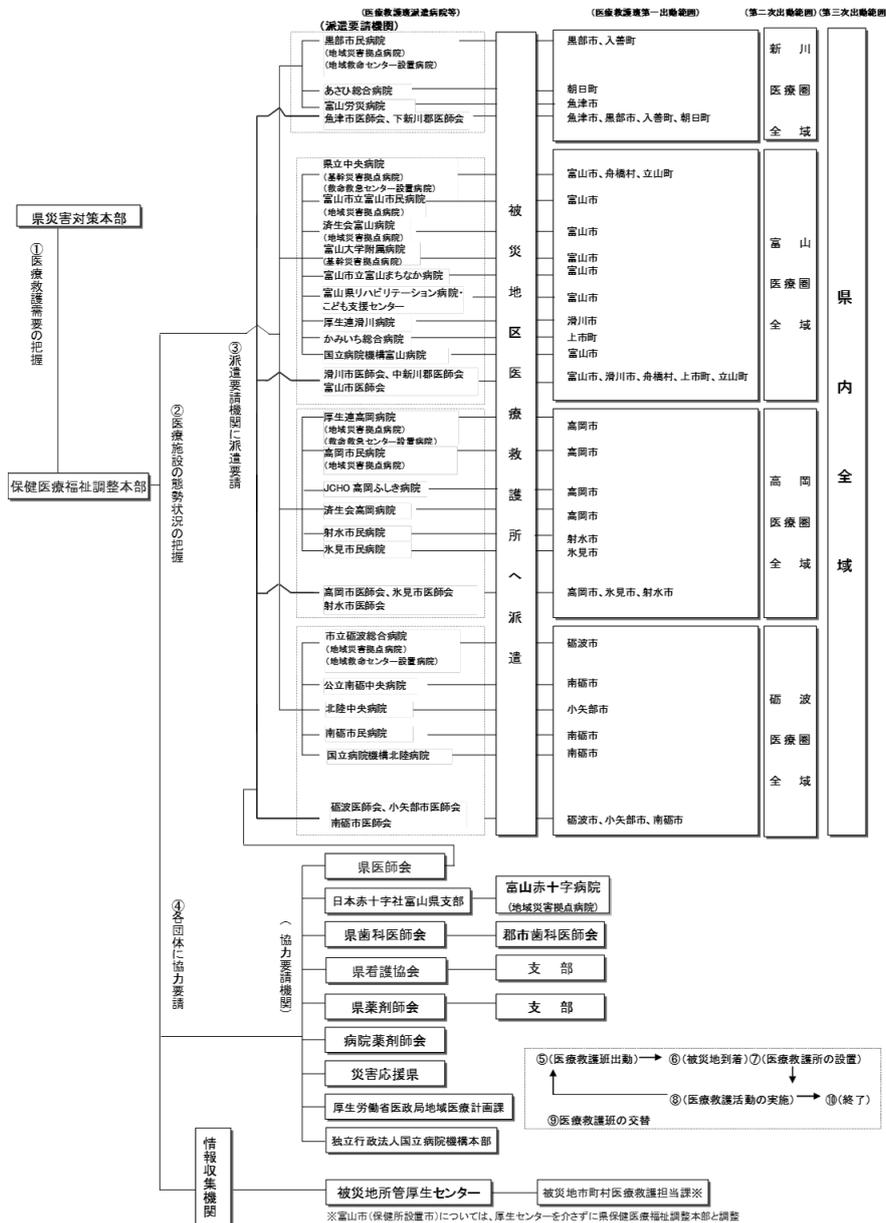
ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請のあったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等を出動させるものとする。

ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、緊急でやむを得ない事情が発生したために、即刻出動させる必要がある場合。

（資料 「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

イ 県災害対策本部医務班との通信の途絶などのため、要請を待って出動すると、医療救護の時機を失する場合。

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



2 指揮連携協力体制（県厚生部）

- (1) 医療救護班の基本的な行動については、県災害対策本部医務班の指示に従うものとする。
- (2) 現場における活動については、他団体との連携により実施する。

3 情報連絡体制（県厚生部）

- (1) 医療救護活動に係る連絡体制
 - ア 情報連絡は、指揮連絡系統に基づき、正確かつ迅速に行う。
 - イ 各所轄厚生センターが被災地市町村医療救護担当課の協力を得て、医療救護活動に係る情報収集を行い、関係機関に伝える。
- (2) 後方病院等との連絡体制

後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して共有する。

県は、医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力を定期的に呼びかける。

第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

1 富山県DMATの派遣要請（県厚生部）

知事は、富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。

富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DMATを出動させる。

2 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- (3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- (4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

第3 富山県ドクターヘリの派遣

1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部）

市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。

2 富山県ドクターヘリの活動内容

富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の現場派遣
- (2) 患者の搬送
- (3) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第4 医療救護班の派遣

1 医療救護班の要請（県厚生部）

医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。

（資料「9-5 医療救護班設置要綱」）

2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）

- (1) 災害時の医療救護班の出動範囲は、原則として、医療救護班派遣病院が所在する市、町又は各郡市医師会の会員が所在する市町村とする。

ただし、当該市、町の公的病院及び当該郡市医師会の医療救護班のみで対応できない場合は、近隣の公的病院の及び各郡市医師会の医療救護班が出動する。（資料「9-1 公的病院名簿」）

- (2) 公的病院が所在しない町、村で災害が発生した場合は、各医療圏の災害拠点病院及び各郡市医師会を中心とした医療救護班が出動する。

3 医療救護活動状況の把握（県厚生部）

公的病院及び所轄厚生センターは、被災地の医療救護活動状況を県災害対策本部医務班に報告する。

第5 医療救護所の設置及び運営

1 医療救護所の設置（市町村）

市町村は、災害後、あらかじめ指定した医療救護所の中から医療救護所を設置する。ただし、指定した医療救護所以外にも必要な場所があれば、適宜、医療救護所を設置する。

2 医療救護所の運営（県厚生部、市町村）

- (1) 医療救護班は、医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。
- (2) 医療救護所の管理者は、市町村災害対策本部の指示により活動する。
- (3) 市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。
- (4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第6 後方医療体制（県厚生部、県関係部局）

- 1 後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
- 2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- 3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

第7 医薬品、血液の供給体制

1 医薬品等の供給（県厚生部）

（1）災害直後の初動期の医薬品等の供給

県は、医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等を市町村や医療救護班等の要請に応じて、速やかに供給する。

不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。（資料「9-3 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧」、「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

（2）3日目以降の医薬品等の供給

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達し供給する。

2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部）

血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。

不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。

第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応

1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者（県厚生部）

県は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法を実施している患者の生命の安全を確保するため、関係機関の協力を得て、患者の療養状況及び必要な場合は受入れ可能な医療機関の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

2 人工透析実施患者（県厚生部）

県は、災害時の人工透析医療を確保するため、関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

3 慢性疾患患者（県厚生部）

県は、難病患者や特殊な医療を必要とする慢性疾患患者に対する医療を確保するため、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第9 被災地における保健医療の確保

1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部）

- (1) 県は、医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。
- (2) 県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、災害援助協定に基づき、他の都道府県に派遣を依頼する。
- (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等窓口となる保健医療福祉調整本部を設置する。

2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村）

- (1) 県は、災害時厚生センター活動マニュアルに基づいて、平常時から災害時に備えた体制整備を行うとともに、厚生センターが把握している要配慮者に対する支援体制を整えておく。
- (2) 県及び市町村は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。
なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。
- (3) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

3 防疫活動

- (1) 県は、富山県感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握する。
- (2) 県は、避難所を管轄する関係機関と連携し、避難所生活における感染管理上のリスクアセスメントを行う。
- (3) 入院勧告を必要とする患者が発生した場合、感染症指定医療機関への移送を調整する。

4 情報の収集・整理・提供（県厚生部）

- (1) 県は、平常時から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病患者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。
- (2) 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。

第10 精神保健医療体制

震災時には、精神保健医療機関における一時的混乱やライフラインの機能の停止、又は精神科病院の倒壊等により、精神保健医療機能の低下が予想される。被災者の精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなどの事態に対応するため、震災時の精神保健医療体制を確立する。

1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化（県厚生部）

精神保健医療情報を心の健康センターに一元化する。心の健康センターは他の診療科との連携を図り、公立病院をはじめとする各病院、厚生センター・保健所、避難場所から情報を収集・提

供する。

2 災害派遣精神医療チーム（DPA T）の派遣（県厚生部）

（1）富山県DPA Tの派遣要請

知事は、富山県DPA T設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPA Tの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、協定に基づき、富山県DPA T隊員の派遣を要請する。

富山県DPA T隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPA T隊員を派遣する。

（2）富山県DPA Tの活動内容

富山県DPA Tの活動内容は、次のとおりとする。

- ア 情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント
- イ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援
- ウ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- エ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援
- オ メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等

3 精神科後方病院の設置（県厚生部）

公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は富山県DPA Tを支援する。

4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）

精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び富山県DPA Tと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。

なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等と連携を図る。

5 心のケアのための電話相談の開設（県厚生部）

被災者が気軽に相談できるように、心のケアのための電話相談を行う。

6 その他（県厚生部）

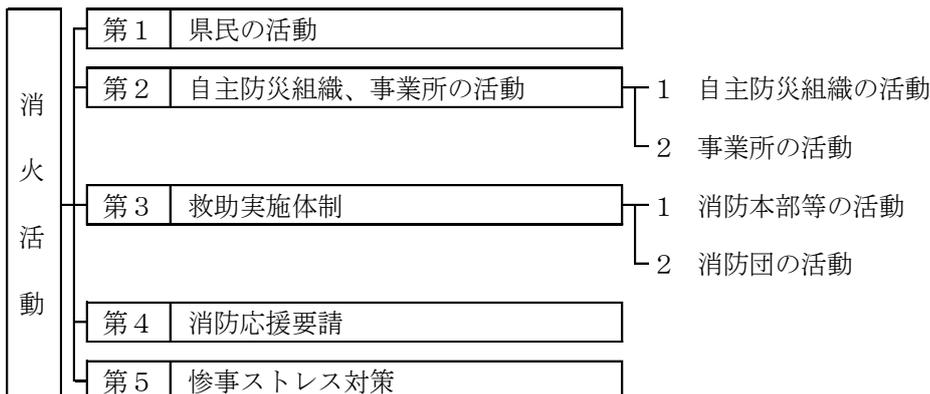
- （1）麻薬及び向精神薬取締法があることから、精神科医療に必要な薬の確保に留意する。
- （2）患者の搬送手段及び精神科医療に必要な情報（カルテの写しや処方箋等）の伝達手段の確保に努める。

第7節 消火活動

大規模地震が発生した場合、同時多発火災の発生やその延焼拡大により、多くの人命の危険が予想される。このため、県民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は県民等に呼びかけを行い、全機能をあげて避難の安全確保、延焼の拡大防止に努める。

対策の体系



第1 県民の活動

地震が発生した場合は、県民は、まず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。
- 2 都市ガスはメーターガス栓、LPガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- 3 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。
- 4 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人に大声で助けを求める。

第2 自主防災組織、事業所の活動

1 自主防災組織の活動

- (1) 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- (2) 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。
なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。
- (3) 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

2 事業所の活動

- (1) 火気の停止、LPガスや都市ガスの供給遮断の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- (2) 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められ

た場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

- (3) 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。
- (4) 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第3 消防機関の活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消火活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

1 消防本部等の活動（市町村）

(1) 火災発生状況の把握

消防本部は、住民からの通報、高所監視カメラ、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災、倒壊家屋、道路の通行状態等災害の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

(2) 職員の参集体制等

消防本部は、地震の規模に応じて職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。また、職員は、参集途上経路における火災の発生状況、倒壊家屋、道路の損壊等の被害状況を把握するとともに、消防本部は、被害に対応した消防活動対策を定める。

(3) 消防活動

消防本部等は、震災時において、防災行政無線、広報車、消防防災ヘリコプター等あらゆる手段を用いて県民や事業所に出火の防止と初期消火の徹底を期するよう呼びかける。

ア 消火活動方針

消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

- (ア) 火災が多発し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊の集中運用、消防防災ヘリコプターを活用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。
- (イ) 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。
- (ウ) 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。
- (エ) 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。
- (オ) 延焼阻止線
延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。
- (カ) 地震発生後、数日を経ても火災の発生が予想されるので、住民に対して、消防団と連携し出火防止の広報活動を行う。
- (キ) 重要施設に対する消火活動
避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災

対策の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

2 消防団の活動（市町村）

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

（1）出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

（2）情報収集活動

携帯無線機、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

（3）消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

（4）救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

（5）避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所及び指定避難所の防護活動を行う。

第4 消防応援要請

「第3章 第5節 第3 消防応援要請」参照

第5 惨事ストレス対策（市町村）

消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

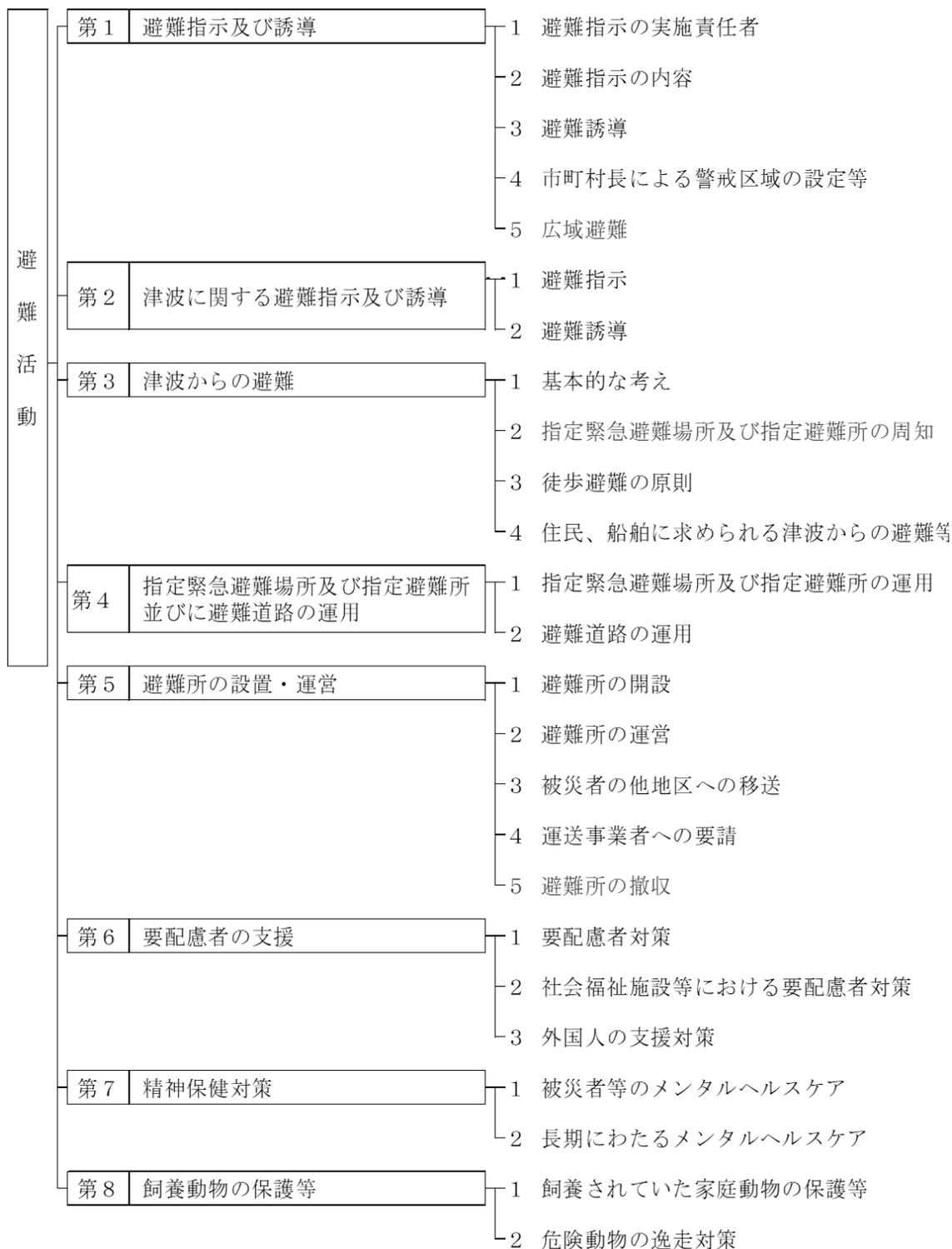
なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第8節 避難活動

大規模な地震が発生した時には、家屋倒壊、延焼火災の拡大、津波、地すべり、がけ崩れ、噴泥（水）等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市町村は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

対策の体系



第1 避難指示及び誘導

1 避難指示の実施責任者（市町村、県危機管理局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部）

避難指示の実施責任者は次のとおりである。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

市町村長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によっては氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の〕 〔事務を行うことができなくなったとき。〕
	警察官 〔災害対策基本法第61条〕 〔警察官職務執行法第4条〕 海上保安官	立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示の内容

避難指示は次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所等の所在、災害の概要等）

3 避難誘導（県警察本部、市町村）

(1) 市町村

避難指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、

ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

(2) 消防機関

ア 避難指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。

イ 避難が開始された場合は、消防職団員により、避難誘導にあたる。

(3) 警察

市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。

ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

(4) 自主防災組織

自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

4 市町村長による警戒区域の設定等（伏木海上保安部、自衛隊、県警察本部、市町村）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は次の措置をとることができる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地の一時使用等

ウ 現場の被災工作物の除去等

エ 住民を応急措置の業務に従事させること

(2) (1) の場合において、市町村長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

5 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第2 津波に関する避難指示及び誘導

1 避難指示（市町村）

沿岸市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、住民同士の声かけ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

2 避難誘導（県警察本部、市町村）

市町村は、避難指示をした場合は、あらかじめ定めた津波避難計画に基づき、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者や観光客等の一時滞在者について配慮する。

また、津波警報等が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化をしておくものとする。

第3 津波からの避難

1 基本的な考え

津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

また、東日本大震災における住民の避難行動を見ると、避難するきっかけとして、地域における避難の呼びかけや率先避難が大きな要因であったことから、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知（市町村）

避難場所については、津波避難ビル等や高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」があるが、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。

3 徒歩避難の原則（市町村）

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所及び指定避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討するものとする。

4 住民、船舶に求められる津波からの避難等

(1) 住民に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高台等の安全な場所に避難すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難すること。

イ 津波警報等や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

ウ 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

エ できるだけ正しい情報を、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

カ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

(2) 船舶に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的に

余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外に待避し、急いで安全な場所に避難すること。

イ できるだけ正しい情報を、ラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

ウ 港外に待避できない小型船舶については、時間的に余裕がある場合にのみ、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（県危機管理局、市町村）

指定緊急避難場所及び指定避難所の運用は、原則として指定緊急避難場所及び指定避難所所在の市町村が行う。

なお、2以上の市町村にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所及び指定避難所の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。

(1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を配置すること

イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと

ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること

オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること

カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること

(2) 県は、市町村から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員 3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。

ウ 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や通行禁止の交通規制をする。

エ 避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。

(2) 幹線避難路の確保

市町村は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第5 避難所の設置・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設（市町村）

- (1) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。
- (4) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。
- (5) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。
- (6) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。
- (7) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (8) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (9) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- (10) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村）

- (1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、防災士等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- (2) 管理要員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。

市町村災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

- (3) 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、震災時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。

- (4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。また、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (5) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (6) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (7) 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、国家

公務員宿舎の借上げ等により、避難所の早期解消に努める。

- (9) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

3 被災者の他地区への移送（県危機管理局、市町村）

(1) 市町村

- ア 被災地区の市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。
- イ 被災者の他地区への移送を要請した市町村長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- ウ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。
- エ その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。

(2) 県及び受入市町村

- ア 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。
- イ 知事は、移送先が決定したら直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を要請し、受入態勢を整備させる。
- ウ 県から被災者の受入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備する。
- エ 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定め実施する。

4 運送事業者への要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

5 避難所の撤収（市町村）

市町村は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。

第6 要配慮者の支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、地震・津波発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、地震・津波発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その支援及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

（1）避難行動要支援者の支援

- ア 被災市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。
- イ 被災市町村は、自主防災組織や防災士等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。
- ウ 被災市町村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。
- エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災士等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、必要な情報の提供等に努める。

（2）要配慮者の支援

ア 福祉避難所の設置

被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

イ 福祉避難所への直接避難

被災市町村は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。

ウ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

（資料 「5-11 社会福祉施設の設置状況」）

エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

被災市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（ラジオ、テレビ（字幕・手話・解説放送）、ホワイトボード、遠隔通訳サービス（手話・文字チャット）等）

オ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

被災市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

カ 災害派遣福祉チーム（DWA T）等の派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを避難所へ派

遣する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

（1）入所者の安全確保

社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）は、あらかじめ策定した地震応急計画等に従い、地震発生後に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

（2）被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市町村と定めた手順に従い、県又は市町村へ被害状況の報告を速やかに行う。

（3）入所者の移送

施設の倒壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

（4）支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関、関係機関）

（1）外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

（2）外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。

第7 精神保健対策

震災のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対

策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）

- (1) 診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATはともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。
- (2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。
必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。
- (3) 富山県DPATは、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア（県厚生部）

震災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター・保健所、児童相談所、学校、職場等が連携しPTSD等に対応する専門的な支援を実施するなど、県民の心の健康の保持や治療に努める。

※PTSD（心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorders））

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第8 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

(1) 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市町村は、避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに

に避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

2 危険動物の逸走対策（県厚生部）

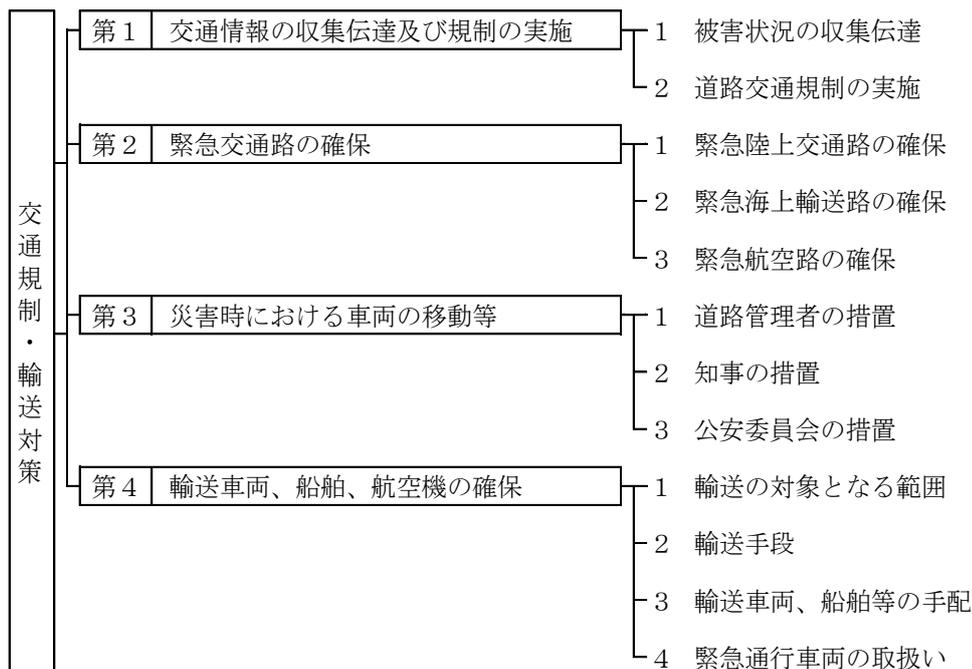
危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第9節 交通規制・輸送対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

対策の体系



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。

2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

（資料 「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

（1）交通規制の内容

ア 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央部は緊急通行車両の通路として確保する。

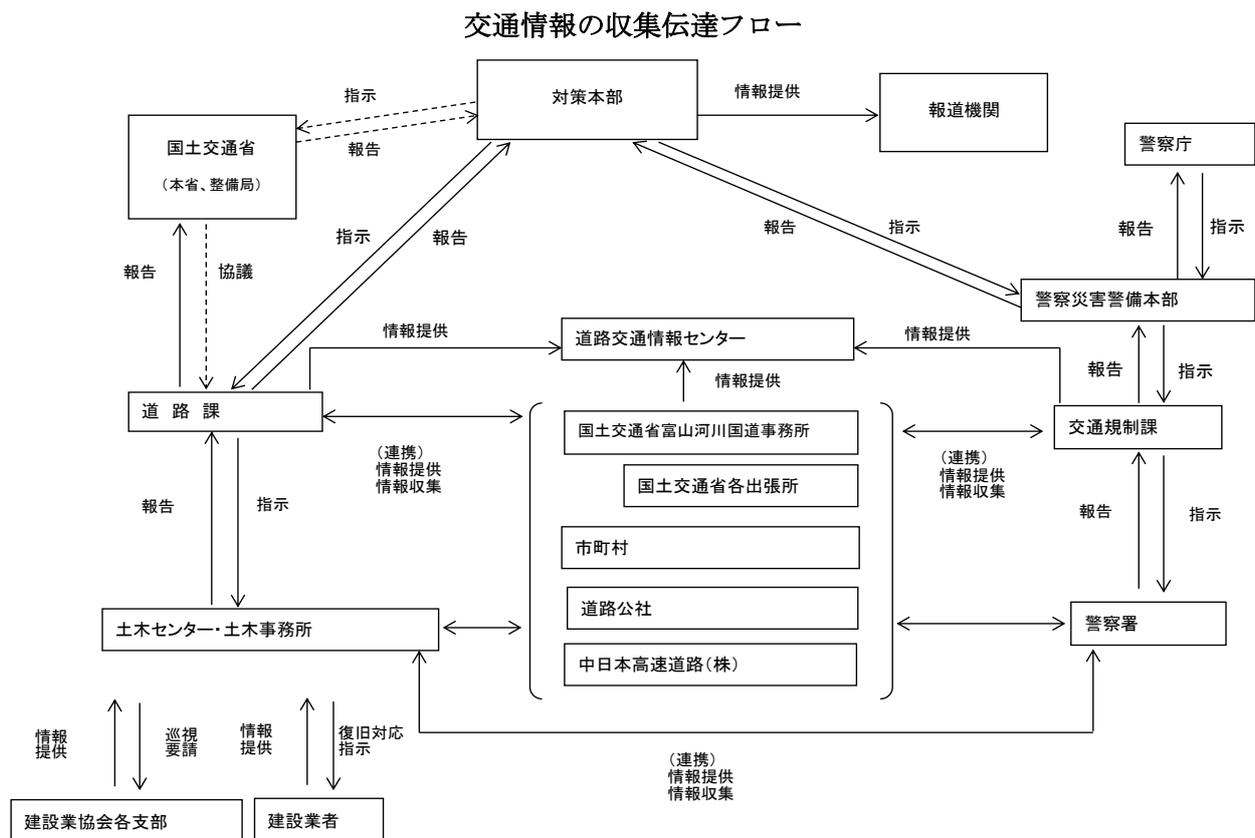
イ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。

エ 県公安委員会は、県境においては、隣接県公安委員会の協力を得て、県内方向への車両通行禁止又は迂回措置をとる。

(2) 交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。



第2 緊急交通路の確保

1 緊急陸上交通路の確保（県警察本部、各道路管理者、自衛隊）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急輸送道路を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、地震・津波により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。(資料 「6-1-2 緊急輸送道路一覧表」)

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置をとったときは、その旨を当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）

港湾・漁港管理者は、船舶による救援物資、要員等の緊急輸送に対応するため、海上輸送拠点施設に至るまでの航路等海上輸送における緊急輸送路を確保する。

(1) 船舶受入港湾・漁港施設の指定

港湾・漁港管理者は、地震・津波が発生したときは、直ちに関係機関と連携し、港湾・漁港施設の被害状況を調査するとともに、被害があった場合には速やかに応急復旧を行い、港湾・漁港施設の機能確保に努める。

また、被害の調査結果をもとに、速やかに緊急輸送用船舶を受け入れる港湾・漁港施設を指定する。

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

また、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線を通じ船舶への情報提供を行う。

なお、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより、水路の安全を確保する。

3 緊急航空路の確保（県危機管理局）

災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。

このため、県災害対策本部航空運用調整班は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター動

態管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。

第3 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するにあたり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。

また、輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

1 輸送の対象となる範囲（県危機管理局）

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資
- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 国、県、市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

（2）第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料・水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

（3）第3段階

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資

ウ 生活必需品

2 輸送手段（県危機管理局、県交通政策局、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

（1）陸上輸送

ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

（ア）県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。

（イ）不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。

（ウ）必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

（資料「8-1 県有車両車種別」、「8-2 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8-3 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

イ 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、富山地方鉄道(株)及びあいの風とやま鉄道(株)に依頼する。

（2）船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

イ 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む。）へ協力を要請する。

ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

（資料「8-5 船舶による輸送」）

（3）ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。

イ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市及び自衛隊へ支援を要請する。

ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

（資料「8-6 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、「8-7 自衛隊ヘリコプター諸元」

「8-8 場外着陸場一覧」、「8-9 ヘリポートの準備」）

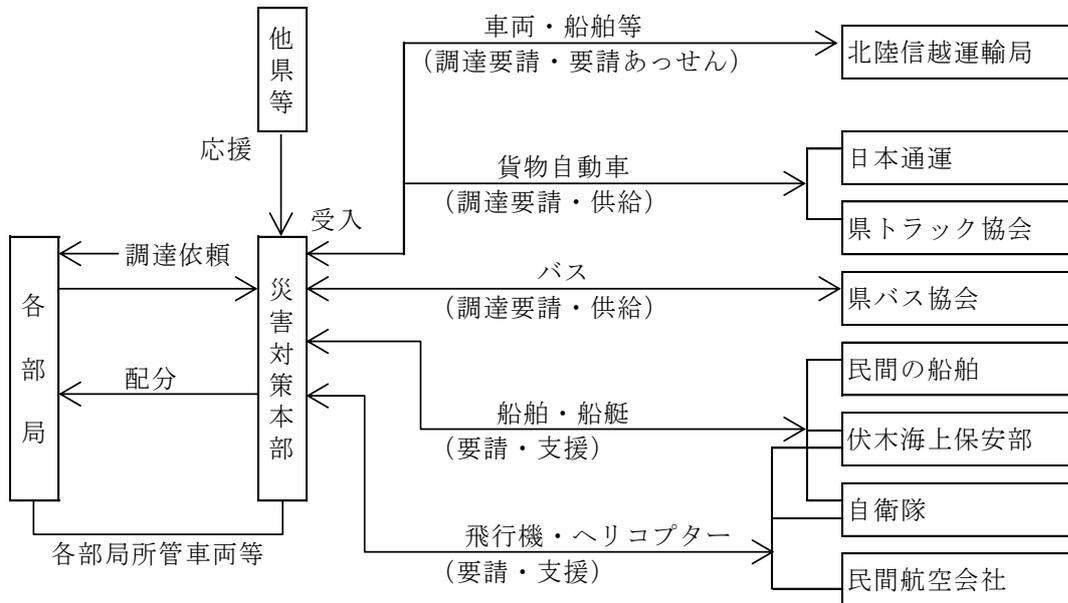
なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するもの

とする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

3 輸送車両、船舶等の手配（北陸信越運輸局、伏木海上保安部、自衛隊、県各部局、市町村、日本通運、県トラック協会、県バス協会、JR西日本）

(1) 県



ア 各部所管の車両等は、第一次的に所管の部が使用するものとする。ただし、必要に応じて、災害対策本部管財班が集中管理して運用するものとする。

イ 各部において、所管の車両等だけでは不足する場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時を明示のうえ、管財班長（管財課長）に車両等の調達を依頼するものとする。
ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあつては、建設技術企画班、農林水産部にあつては農林水産企画班に依頼するものとする。

ウ 他都道府県及び防災関係機関から車両等の供与があつたときは、管財班において使用を調整するものとする。

エ 車両等が不足する場合は、北陸信越運輸局の関係事業者に対する協力要請により、所要数を調達するよう努力し、必要によっては、北陸信越運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保するものとする。

(2) 市町村

市町村は、車両、船舶等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を確保する。なお、車両等が不足する場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に対し、調達、あつせん等を要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

(3) 北陸信越運輸局

災害輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により、船舶、車両の調達に関する連絡調整を行うものとする。

特に、災害の救助のための必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対しては輸送命令を発する。

(4) 西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道(株)は、県の要請確認に基づき、臨時列車の運行、迂回運転、災害応急対策用物資や人員の優先輸送の措置をとるとともに、被災者移送用に使用する乗合自動車の供給に努める。

4 緊急通行車両等の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株)、富山県道路公社）

(1) 緊急通行車両等の確認

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を円滑に行うものとする。

ア 確認実施機関

緊急通行車両等の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては防災・危機管理課、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。

イ 確認対象車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの
- (コ) 規制除外車両の一部

ウ 確認手続き

緊急通行車両であることの確認は、災害発生前でも受けることができる。また、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両についても災害発生前に事前届出ができる制度を設けている。

災害時には確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、当制度の効果的な運用に努める。

(資料「8-10 緊急通行車両等の確認等の手続」)

(2) 緊急通行車両用燃料の優先供給

県及び市町村の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩

帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）

ア 緊急自動車

緊急自動車(道路交通法第 39 条第 1 項)が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路(株)等の指示によるものとする。

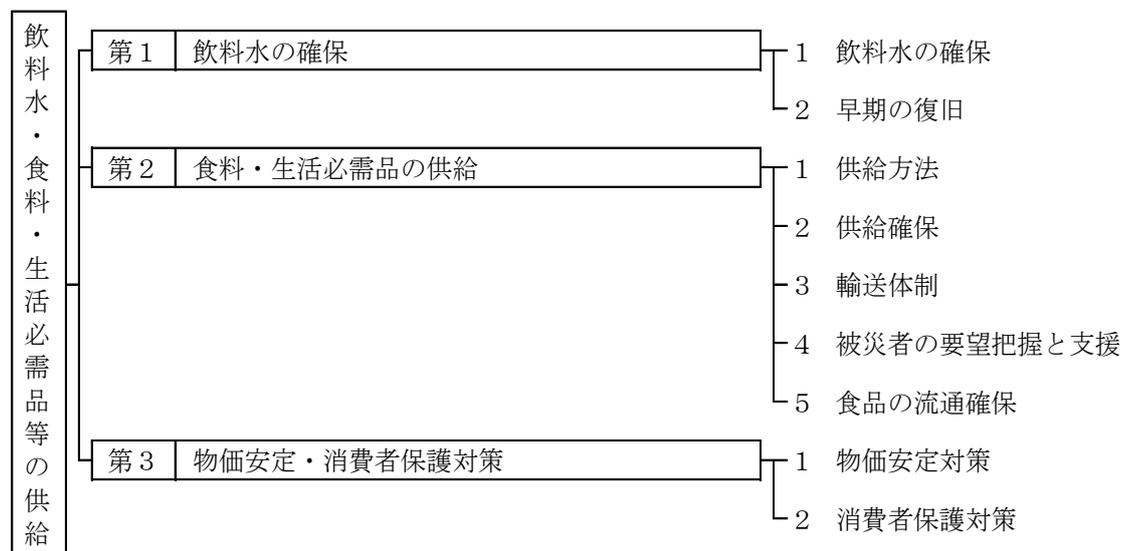
イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第 11 条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 1065 号）による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。

第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

県及び市町村は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

対策の体系



第1 飲料水の供給

1 飲料水の確保（県厚生部、市町村）

災害時における飲料水の確保は、極めて重要なことである。このことから、市町村は、飲料水を可能な限り確保するために、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。

また、被災状況によっては、必要に応じて予備水源を活用する。

(1) 給水量

発災直後の混乱期における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保しなければならない。

必要給水量は、地域の実情及び被災状況を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の3段階にわけて順次増加させていくこととする。

第1段階：生命維持に必要な水量として一人一日3リットル程度が必要とされている。この期間は発災直後の混乱期3日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。※「拠点給水」、「運搬給水」（第3章 第17節 第3 1 応急給水対応参照）

第2段階：炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。この期間は段階的に第一次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。

第3段階：若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。

この期間は、第二次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

(2) 飲料水の確保方法

応急給水に必要な水量を確保するには、水道施設の耐震性向上の推進や配水池容量の拡大により貯留する方法と、指定避難場所など給水拠点に設置する貯水タンクに貯留する方法とがある。

(資料「5-5 応急給水用具等」、「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)

2 早期の復旧（市町村）

災害による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶおそれがある。このため、市町村は、住民の生活用水確保を目途に、できるだけ早く正常給水を行う。また、あらかじめ想定に基づき応急復旧方法を定めるとともに復旧要員、資材、重機の確保や応援について、水道事業者、資機材メーカー、施工業者との間で非常時に備えた事前の協定を締結しておく。

第2 食料・生活必需品の供給

市町村は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってから、米飯による炊出しを実施する。また、必要な生活必需品を迅速に供給する。

1 供給方法（市町村）

- (1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

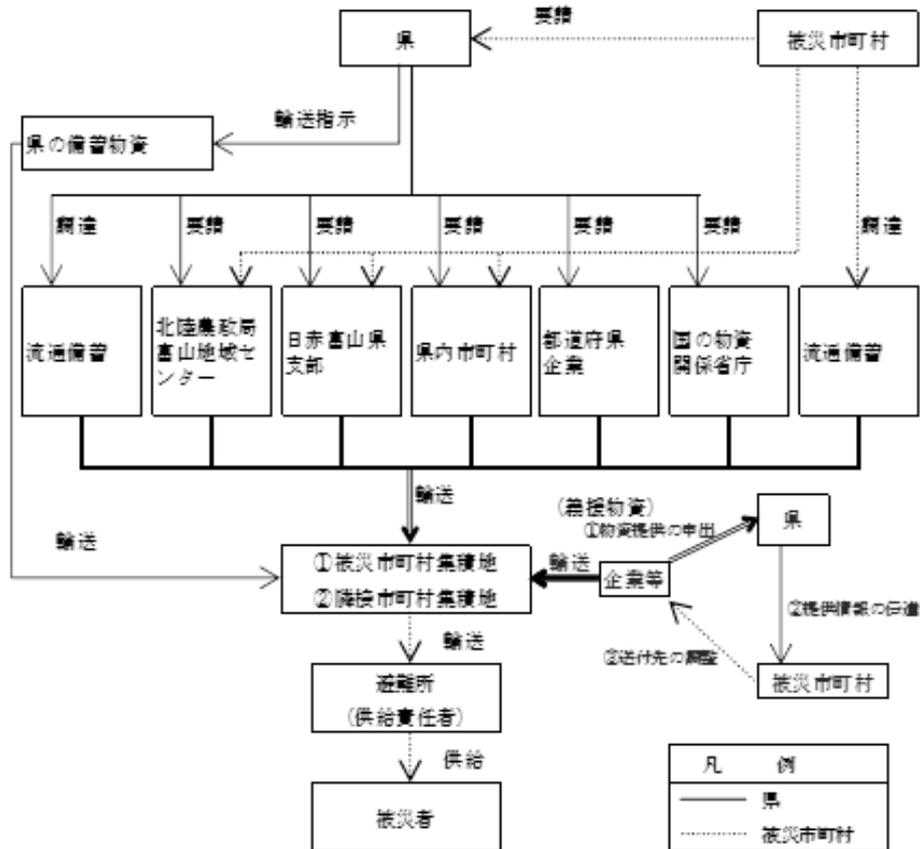
(1) 非常食・生活必需品

県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

- ア 被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。
- イ さらに被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。
- ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。

※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。

非常食・生活必需品の救援物資の流れ



(2) 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省農産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省農産局を通じて他県からの応援で対処する。

(3) 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達あっせんする。

(4) 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制

各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
市町村	1 市町村は、災害時において市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。
県厚生部	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は厚生部が被害状況から必要と認めるときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日赤富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食料・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。
農林水産省農産局長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しへの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省農産局長に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局長は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

（資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配分基準」、「5-12 災害救助物資備蓄状況」）

（6）義援物資の取扱い

県は、企業等から物資提供の申出を受付けたときは、市町村に提供情報を伝達し、市町村と企業等との連絡調整を行う。企業等は市町村の希望する場所に物資を配送する。

3 輸送体制（各防災関係機関）

（1）食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が被災市町村と連絡を密にし、輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。

（2）他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。

県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、（一社）富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、早期段階から（一社）富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。

- (3) 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。
- (4) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。
- (5) 県は、関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市町村が一般ボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う。
- (6) 県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村）

- (1) 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市町村に連絡する。
- (2) 市町村で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市町村の要請に基づき県が応援する。
- (3) 被災地方公共団体は、被災者の要望を聞きとる体制を整備し、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

5 食品の流通確保（県農林水産部）

災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。

卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。

- (1) 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。
- (2) 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。
- (3) 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。

第3 物価安定・消費者保護対策

被災地の住民に対しては、災害救助法に基づき食品、生活必需品の供与が行われることになるが、それらの物資が基礎的な物資に限られ、かつ、時限措置であることから、あわせて、民間事業者による生活必需品等の供給が、被災地において円滑に行われることが必要である。

このため、県及び市町村は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけこんだ悪質商法を監視する。

1 物価安定対策（県生活環境文化部）

- (1) 物価の監視及び調査

ア 生活必需品

- (ア) 県は、生活関連物資について、県内の小売業者に対し価格監視を行う。

(イ) 県は、生活関連物資について、富山県くらしのアドバイザーによる小売店舗への価格調査を実施する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃及び家屋修理費について、県内の宅地建物取引業者や建築業者に対し、便乗値上げを防止するため、価格監視を行う。

(2) 民間事業者への要請

ア 生活必需品

県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、(一社)富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃については(公社)富山県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、(一社)富山県建築組合連合会、(一社)富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。

ウ その他

前記(1)の物価の監視により不当な値上げが認められた場合には、県は値上げの理由を聴取するなどして、不当な値上げを抑制する。

(3) 物価情報の収集及び提供

県は、次のとおり物価情報の収集に努めるとともに、県民に情報を提供する。

ア 「物価ダイヤル」(TEL:076-444-3129)により、便乗値上げなどの情報を県民から収集するとともに、物価の監視及び調査の結果について県民に提供する。

イ 県民の物価に関する意識や物価行政に対する要望について、富山県くらしのアドバイザーに対する意識調査を実施する。

ウ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に物価情報を提供する。

エ インターネット等を活用し、物価情報を県民に提供する。

オ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に物価情報を提供し、県民への提供を依頼する。

2 消費者保護対策(県生活環境文化部、市町村)

(1) 消費生活相談の充実強化

県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。

ア 消費生活センターの相談受付時間の延長等により、相談体制を強化する。

イ (一社)生命保険協会、(一社)日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。

ウ 富山県弁護士会から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、賃借住宅や賃借マンション等のトラブルに関する「弁護士相談室」を開設する。

(2) 悪質商法の監視

県及び被災市町村は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察等との連携を密に行い、監視を強化する。

(3) 消費生活情報の提供

県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。

ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所にファックス等により提供する。

イ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に消費生活情報を提供する。

ウ インターネット等を活用し、消費生活情報を県民に提供する。

(4) 消費者啓発

被災地において、悪質商法の発生が認められる場合には、県は、次のとおり積極的に県民啓発を行う。

ア インターネット等を通じて、県民に注意を呼びかける。

イ ポスター及びチラシを配布し、県民に注意を呼びかける。

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、県民啓発を依頼する。

第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

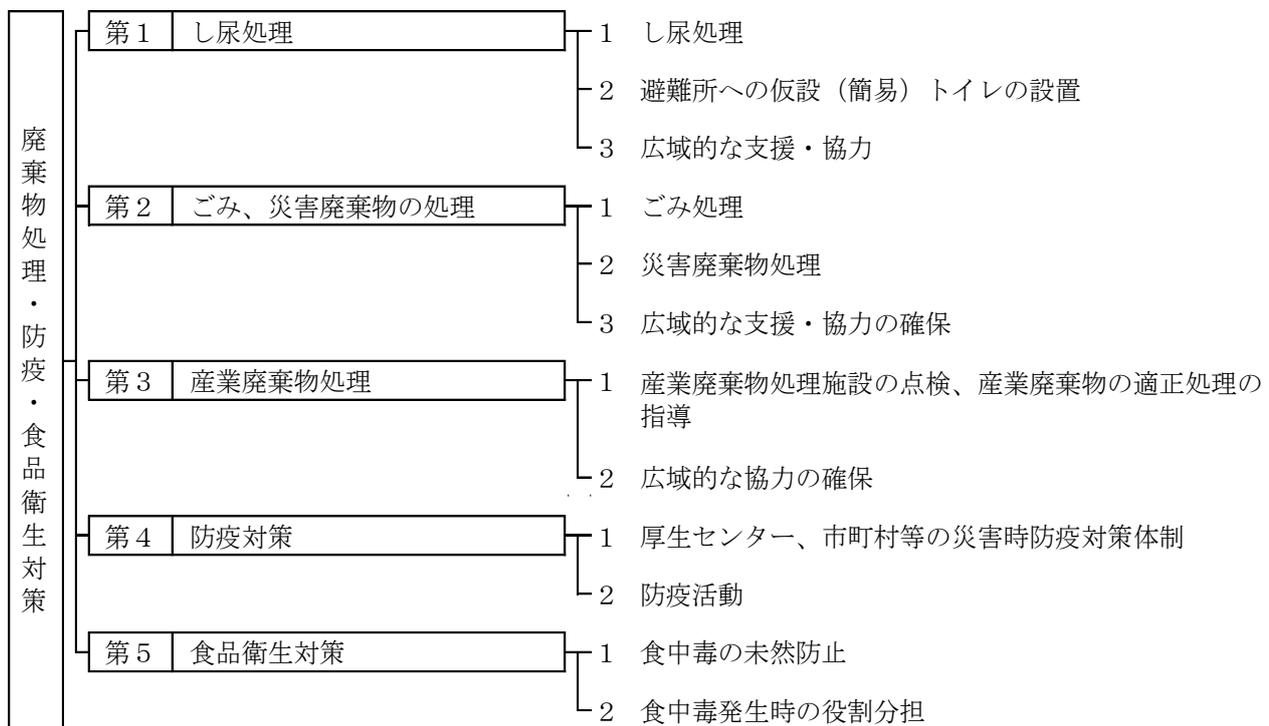
県は、市町村等を通じて情報を収集するとともに、広域的な処理を図るため、県下市町村の調整指導、廃棄物処理業者の団体等に対する協力依頼及び他県等の連絡調整を行う。また、廃棄物担当を災害対策本部に設置し、廃棄物の円滑な処理を推進する。このほか、産業廃棄物の処理については、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導する。

また、災害発生時の生活環境の悪化、り災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災地における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるものであるため、市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

さらに、震災時には、県民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

対策の体系



第1 し尿処理

1 し尿処理（市町村）

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

また、積雪時においては住民に対し除雪協力や収集方法の変更に理解を求める。

2 避難所への仮設（簡易）トイレの設置（市町村）

市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して、支援を要請する。（資料 「9-6 し尿処理施設一覧」）

第2 ごみ、災害廃棄物の処理

1 ごみ処理（市町村）

(1) ごみ処理施設等の応急復旧

市町村は、ごみ処理施設等の速やかな応急復旧に努める。

(2) ごみの処理

市町村は、震災により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

また、積雪時においても円滑なごみ処理体制の維持を図るため住民に対し除雪協力や収集方法の変更にについて理解を求める。

(3) 避難所におけるごみの保管場所の確保

市町村は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）

市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成し、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村や関係機関等との連絡調整を図りながら県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して廃棄物処理や住民等への周知などに関する助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村による相互の支援の状況、支援ニーズをふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して支援を要請する。（資料 「9-7 ごみ処理施設一覧」）

第3 産業廃棄物処理

1 産業廃棄物処理施設の点検、産業廃棄物の適正処理の指導（県生活環境文化部）

県は、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の被災状況を調査し、産業廃棄物の流出防止措置や被災した産業廃棄物処理施設の修復及び適正処理までの保管方法、保管施設等について、産業廃棄物処理施設を設置する事業所及び産業廃棄物処理業者に対して指導を行う。

2 広域的な協力の確保（県生活環境文化部）

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるものとするが、産業廃棄物の保管が環境保全や生産活動に重大な影響を与えるおそれがある場合には、県は、産業廃棄物処理業者のあつせんを行う。

第4 防疫対策

震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）

(1) 厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置

ア 厚生センター災害防疫組織の設置

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。

イ 市町村災害防疫組織の設置

厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、管内の防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防本部との連携

各厚生センター及び市町村ごとに整備された連絡体制に基づき、管内の医療機関、医師会及び消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

ア 防疫用器具機材、薬剤等の種類と数量の確認・確保

各厚生センター及び市町村は、防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等については、速やかに確保する。

イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。

(4) 広報活動

県は、必要に応じ報道機関等を通じて広報活動を実施することにより、災害時の感染症の発生子予防及びそのまん延防止について県民に注意喚起する。

2 防疫活動（県厚生部）

(1) 防疫指導

県は、防疫計画をもとに被災市町村に即応した指導を行う。特に、津波被害の場合は、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など生じやすいことについて十分に留意することとする。

(2) 防疫指示

次に掲げる事項の指示を当該市町村における災害の規模、態様に応じ、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の施行に関する指示

イ 法第28条第22項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

(3) 応援体制

被災市町村を管轄する厚生センターは、防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し隣接又は全厚生センターの職員の派遣依頼をする。

さらに、県は状況に応じて被災市町村と協議のうえ、他都道府県、自衛隊へ応援を要請する。

(4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。

（資料 「9-2 防疫用備品」）

第5 食品衛生対策

震災時において、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視指導を行う。

1 食中毒の未然防止（県厚生部）

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を未然に防止するため、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

(1) 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

(2) 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

- (3) 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上著しく劣る場合には、改善指導する。
- (4) 食品衛生協会の食品衛生指導員は、被災地の厚生センターと協力し、食品関係営業施設に対し、加熱処理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導する。
- (5) 被災地の厚生センターとの連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

2 食中毒発生時の役割分担（県厚生部）

食中毒患者が発生した場合には、検査を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

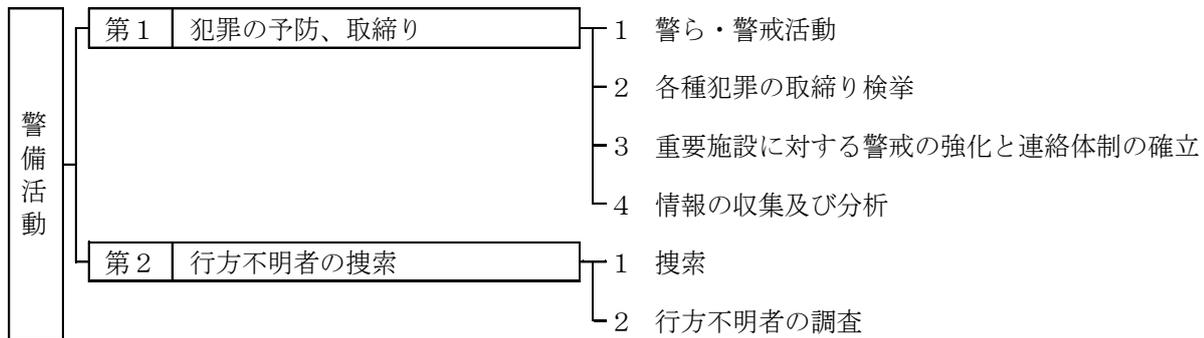
- (1) 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大防止に努める。
- (2) 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、近隣各県に支援要請を行う。

第12節 警備活動

震災時には、一時的あるいは長期的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、震災時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

対策の体系



第1 犯罪の予防、取締り

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪の発生しやすい状態となる。このため、警察は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

1 警ら・警戒活動（県警察本部）

（1）犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

（2）避難場所、避難所、救援拠点施設等に対する警戒活動

避難場所、避難所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種犯罪の取締り検挙（県警察本部）

震災による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

（1）犯罪情報の収集と分析

犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

（2）警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

（3）金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

家屋の倒壊等に伴う猟銃、ライフル銃、残火薬類などの遺失、盗難事犯防止のため、当該猟銃等を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備部隊を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。

イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上必要な措置をとらせる。

ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。

(ア) 火気の使用禁止

(イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置

(ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置

(エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立（県警察本部）

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

- (1) 避難地
- (2) 食料その他応急物資の集積又は配給所
- (3) 主要官公庁
- (4) ガス、水道、電気、電話等の主要施設
- (5) 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所
- (6) 空港、鉄道、船舶その他交通機関

4 情報の収集及び分析（県警察本部）

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

- (1) 流言飛語
- (2) 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の搜索

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 搜索（県警察本部、市町村、自衛隊、伏木海上保安部）

(1) 部隊の大量投入による広範囲な搜索

被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な搜索活動を実施する。

なお、搜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。

(2) 関係機関と連携した効率的な捜索

県及び市町村の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防及び海上保安部との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川・海上等を繰り返し捜索する。

(3) 警察犬、災害救助犬の活用

捜索にあたっては、NPO 法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

2 行方不明者の調査（県警察本部）

(1) 行方不明者等の調査依頼

ア 相談所の開設

大規模な災害発生後速やかに、警察署、交番等に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ 名簿の作成

避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ 他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 被災市町村等と対策本部との連携

市町村災害対策本部、自衛隊、消防との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

イ 報道機関との連携

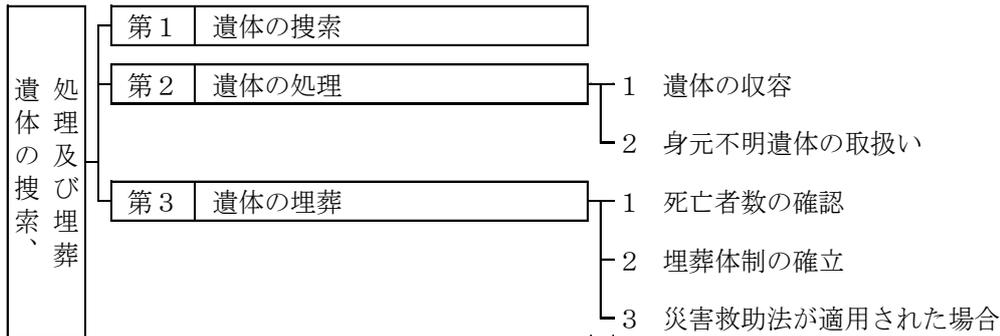
報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬

大規模な地震・津波が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市町村は、地震・津波により被災し死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

対策の体系



第1 遺体の搜索（市町村、県警察本部、伏木海上保安部）

- 1 市町村は、災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察、消防及び伏木海上保安部と緊密な連携をとることとする。
- 2 市町村は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- 3 市町村の実施する遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

第2 遺体の処理

市町村は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

1 遺体の収容（市町村、県医師会、県警察本部、伏木海上保安部、日本赤十字社富山県支部）

- (1) 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官及び海上保安官は検視その他の所要の処理を行う。
- (2) 葬祭業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
- (3) 検案、検視を終えた遺体を警察、消防及び海上保安部の協力を得て収容、引渡しにあたる。
- (4) 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。
- (5) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。
- (6) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。
- (7) 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の処理、検案についての協力を要請するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い（市町村、県警察本部、県歯科医師会）

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市町村は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは市町村長がこれを行う。

1 死亡者数の確認（市町村）

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 埋葬体制の確立（県厚生部）

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内各市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村）

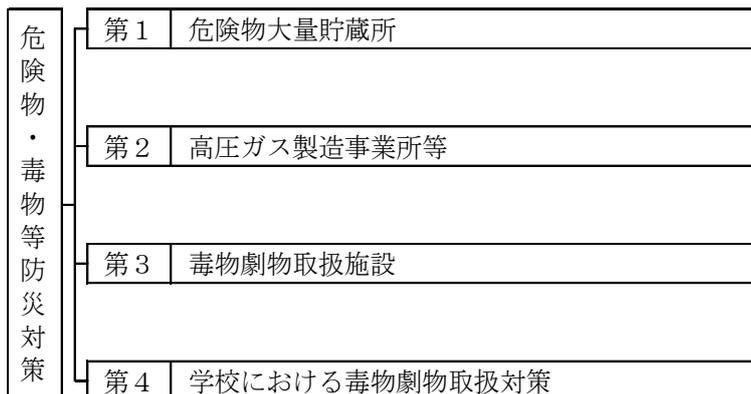
災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害により死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。その対象は、遺族がいないか、又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

第14節 危険物・毒物等防災対策

地震・津波により、危険物施設や高圧ガス製造施設等が被害を受け、又は危険物や高圧ガスの流出、漏えいその他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないよう努める。

対策の体系



第1 危険物等大量貯蔵所（県危機管理局、市町村）

地震・津波が発生した場合、危険物の火災、流出が考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた、的確な災害応急対策を講ずる必要がある。

- 1 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行うものとする。
- 2 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じ消防機関等関係機関と緊密な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。
- 3 市町村、警察、消防及び海上保安部は被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民、船舶等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

（資料「3-19 危険物規制対象施設数一覧表」）

第2 高圧ガス製造事業所等（県危機管理局）

高圧ガス製造所及び消費事業所、高圧ガス等積載船舶及び取扱施設等の長は、地震・津波により高圧ガス施設が損傷し、爆発、火災その他の二次災害を引き起こし、又は多大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに消防、海上保安部等に通報するとともに、危害予防規程等に基づき応急措置を行い、被害の拡大を防止する。

なお、被害拡大のおそれがあるときは、市町村、警察、消防及び海上保安部は直ちに周辺、船舶等に対し広報を行い、避難誘導、周辺地域の立ち入りの禁止を実施し、被害を最小限に止めるよう措置する。(資料「3-22 高圧ガス製造、貯蔵」)

第3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部、市町村）

毒物劇物取扱施設が、地震・津波により被害を受け、毒物劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、施設の責任者は危害を防止するための必要な措置を行うとともに、厚生センター、消防、警察又は海上保安部に通報するものとする。また、関係機関は必要に応じて次の措置をとるものとする。

- 1 市町村は、施設の責任者と密接な連携を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示を行う。
- 2 県は、施設の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、警察及び消防と協力し必要な措置を講ずる。
- 3 施設管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。(資料「3-24 毒物劇物製造、販売所等」)

第4 学校における毒物劇物取扱対策（県経営管理部、県教育委員会）

化学薬品等毒物劇物を取扱う学校が被災した場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる必要がある。この場合、特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに学生及び周辺住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する。

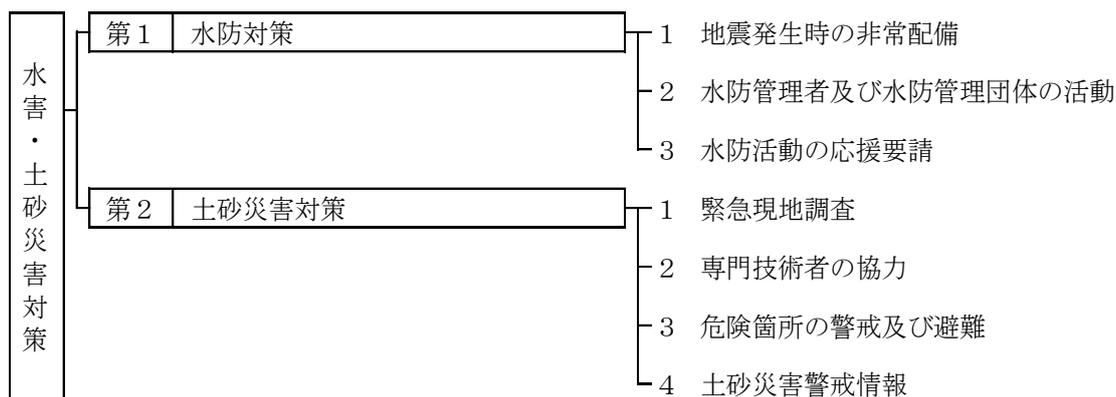
- 1 毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めること
- 2 毒物劇物の保管場所に近づくものがないよう、ロープ張りや立看板の設置等、注意を喚起する措置をとること
- 3 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うこと

第15節 水害・土砂災害対策

地震・津波が発生すると、河川堤防や砂防設備が直接被害を受けるばかりでなく、その後の降雨による浸水被害、土石流、地すべり、がけ崩れの発生による土砂災害の二次災害の発生が懸念される。

このため、地震・津波発生時の水防対策、土砂災害に対する警戒体制が円滑に遂行できるよう努めるものとする。

対策の体系



第1 水防対策

1 地震発生時の非常配備（県土木部、市町村）

(1) 水防本部は、地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から非常体制への切替を確実に迅速に行い、水防活動に万全を期するため、非常配備の体制をとる。

(2) 水防管理団体の管理者は、判断状況を適正に行い、あらかじめ定めてある水防本部に準ずる非常配備の体制をとる。

指定管理団体の管理者においても、県水防計画により所要の体制をとる。

2 水防管理者及び水防管理団体の活動（市町村）

(1) 水防管理者、水防団長又は消防本部の長は、大規模な地震が発生した場合は、河川・海岸を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

ただし、津波発生時の水防活動については、水防活動に従事する者の安全確保を前提とするものとする。

(2) 地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難を呼び掛け又は指示を行う。

なお、呼びかけ又は指示を行う者を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

3 水防活動の応援要請（市町村）

（1）水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の指揮のもとに行動する。

隣接する水防管理団体は、協力応援など水防事務に関し、あらかじめ相互協定を締結しておく。

（2）水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

第2 土砂災害対策

1 緊急現地調査（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

本県は、急峻な山地が多く、地震による直接的な斜面崩壊の発生のほか、その後の降雨による土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害など）による二次災害が想定される。このため、地震直後には、県及び関係機関が連携して山地の崩壊状況を調査するほか、既存施設の点検を行う。

また、県は、市町村、住民等からの崩壊の第一次情報のほか、ヘリコプターによる上空からの調査を実施し水系を一貫した早期の被害状況の概括的な把握に努める。

その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整することとし、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うものとし、土砂災害緊急情報を通知及び周知するものとする。

（1）県の措置（県農林水産部、県土木部）

ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

イ 緊急調査で得られた地すべり被害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

（2）国の措置

ア 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね 20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

イ 噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね 5 割以上の土地において、1 cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

ウ 緊急調査で得られた土砂災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

（3）市町村の措置

国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

2 専門技術者の協力（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

（1）NPO法人富山県砂防ボランティア協会^{※1}との連携

本県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、県および関係機関は、地震、豪雨による二次災害に対処するため、同法人へ協力を要請する。

（2）その他の機関との連携および制度の活用

県及び関係機関は必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士^{※2}および国の砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度^{※3}や災害支援技術強化対策事業^{※4}を活用し、早期の対応に努めるものとする。

※1 NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3 アドバイザー制度

（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度。

※4 災害支援技術強化対策事業

（社）農業農村整備情報総合センターが、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業

3 危険箇所の警戒及び避難（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

国、県及び施設管理者は、余震や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、地元市町村及び関係機関と協力して警戒にあたるものとする。

特に、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合において、市町村長による避難指示の判断に資するため、緊急調査等の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、市町村長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

なお、市町村長は、その情報等により、住民避難の要否、時期を決定する。

（1）市町村への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町村に対して通知する。

（2）地域住民への周知

県及び市町村は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

（3）県民への周知

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨、報道機関やホームページなどを通じ、県民への周知を図る。

4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）

大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。

県及び気象台は、土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報の解説に努める。

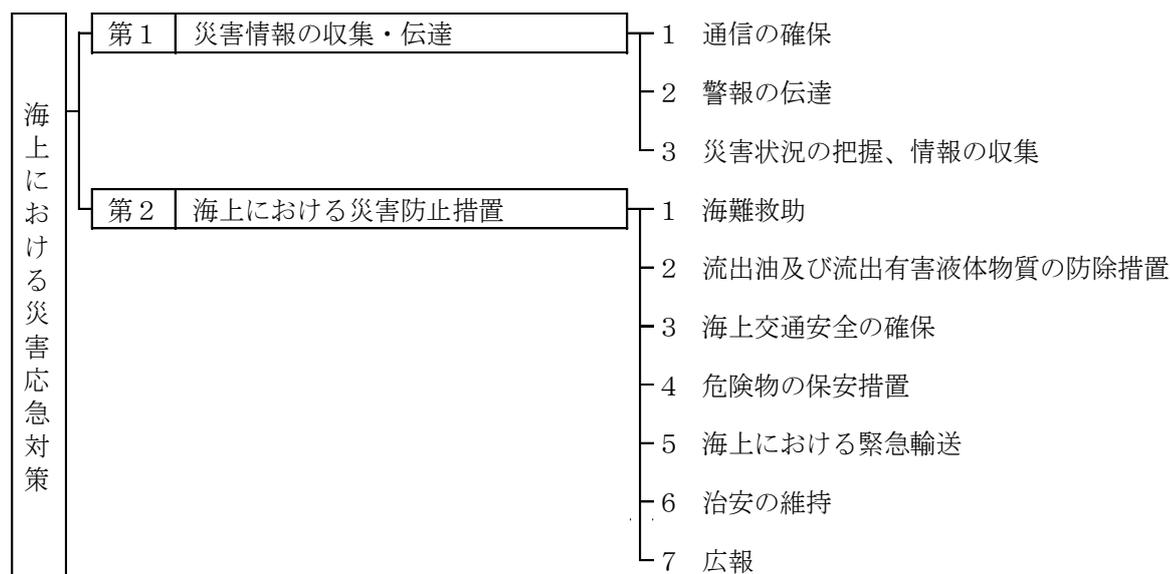
種類	発表基準	発表区分	
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町
		県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市

※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。

第16節 海上における災害応急対策

災害時には、船舶及び沿岸住民の生命、財産に多大な被害をもたらすことが予想される。このため、海上保安部は、海上において防災対策を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と緊密な連携をとりながら災害の防止及び被害の軽減に努める。

対策の体系



第1 災害情報の収集・伝達

1 通信の確保（伏木海上保安部）

- (1) 巡視船艇を含めた応急通信系による通信連絡体制を確保する。
- (2) 県及び市町の災害対策本部並びに警察及び消防へ、必要に応じ無線機を携帯させた連絡調整官を派遣し、連絡体制を確保する。

2 警報等の伝達（伏木海上保安部）

- (1) 気象警報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶に対し周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通知を行うとともに必要に応じて水路通報を行う。
- (3) 大量の油、有害液体物質等の流出及び放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶に対し周知する。

3 災害状況の把握、情報の収集等（伏木海上保安部）

- (1) 船舶及び航空機により、必要に応じて海域及び沿岸部の被災状況を調査する。
また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における被

災状況の調査にあたるものとする。

(2) 関係機関との連絡体制を維持し、必要な情報の伝達を行う。

第2 海上における災害防止措置

1 海難救助（伏木海上保安部）

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機によりその捜索救助にあたる。
- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて消防に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺地域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災の発生防止及び避難指示を行う。また、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められたときは、警戒区域を設定し、船舶に対し区域外への退去等の指示を行うものとする。
- (4) 津波警報等が発表されたときは、船舶に対し必要な勧告を行う。
- (5) 傷病者、医師、避難者又は救援物資の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、速やかに緊急輸送を行う。
- (6) 岸壁、護岸、防波堤等が損壊し、復旧作業のため必要な土のう等の資材の海上輸送について要請があったときは、速やかに緊急輸送を行う。
- (7) 海上における行方不明者及び遺体の捜索、収容、検視を行う。
- (8) 救助活動に関し、その規模が大であるため又は事態が急迫しているため必要があるときは、自衛隊に部隊等の派遣を要請する。
- (9) 知事は、大規模な火災、爆発その他人命に危険が急迫する場合など、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要と認めたときは、伏木海上保安部に対し、次の事項を明らかにして支援を要請する。
 - ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
 - イ 救援活動を必要とする期間
 - ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
 - エ その他救難活動に必要な事項

2 流出油及び流出有害液体物質の防除措置（伏木海上保安部、北陸地方整備局）

- (1) 大量の油が排出されたときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的にするため、巡視船艇、航空機により排出油の状況、防除作業の実施状況を総合的に把握し、作業の分担、作業方法について必要な事項を指導する。
- (2) 防除措置を講ずべき者が排出油の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対して、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- (3) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずることを指示し、又は巡視船艇、浚渫兼油回収船などにより防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に対し必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (4) 有害液体物資等が流出したときは、状況により防除措置を講ずべき者に対し、有害液体物質等の防除その他汚染の防止のための必要な措置を講ずべきことを命じ、又は必要な措置を講ずる。

3 海上交通安全の確保（伏木海上保安部）

船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線を通じて船舶への情報提供を行う。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。
- (4) 水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 船舶標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 危険物の保安措置（伏木海上保安部）

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取りやめ等事故防止のための必要な措置を行う。
- (3) 危険物取扱施設については、危険物の流出等の事故を防止するために、必要な指導を行う。

5 海上における緊急輸送（伏木海上保安部）

傷病者、避難者、緊急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

6 治安の維持（伏木海上保安部）

- (1) 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 巡視船艇により重要施設等の周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

7 広報（伏木海上保安部）

- (1) 民心の安定に重点をおき、次に掲げる事項について広報を行う。
 - ア 海難救助、治安の維持、緊急輸送の実施状況
 - イ 船舶、海洋施設等の被災状況
 - ウ 海上交通規制の実施状況
 - エ 水路、船舶標識の異常の有無
 - オ その他海上保安庁の災害応急対策の実施状況
- (2) 県災害対策本部へ必要な情報を提供する。
 - ア 海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。

イ 沿岸市町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療機関と連携のうえ、現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

ウ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(3) ヘリコプターの活用

海上保安部、県及び沿岸市町は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、防災関係機関が保有するヘリコプターを活用する。

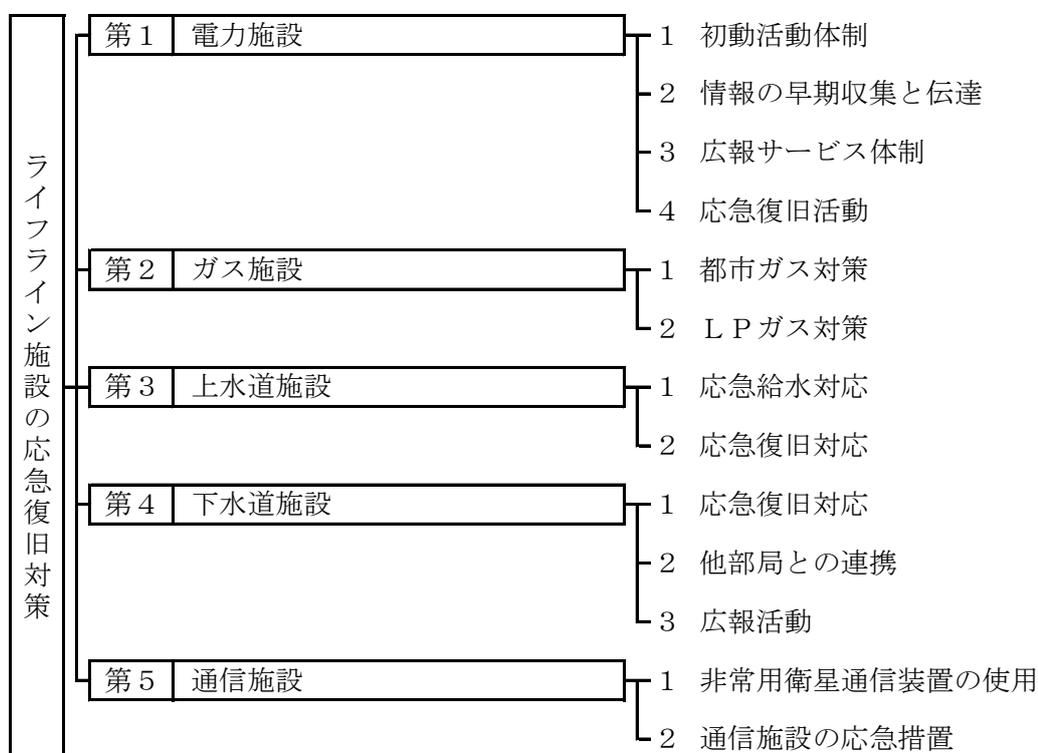
第17節 ライフライン施設の応急復旧対策

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうしたライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

対策の体系



第1 電力施設

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 非常災害体制の発令

ア 震度6弱以上の地震が県内に発生した場合、自動的に非常体制に入り、本店に総本部、支店・支社に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。

イ 震度4～5強の地震発生にあたっては、被害状況により体制の発令を行う。

ウ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

震度6弱以上……本店・被災支店・支社の非常災害対策要員は、所属する総本部、本（支）部に出勤

震度4～5強……被害の状況により出勤

（2）社外応援体制

被害状況に基づき、

ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。

イ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。

2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、北陸電力送配電）

（1）国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

（2）保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。

（3）ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

3 広報サービス体制（北陸電力、北陸電力送配電）

被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

4 応急復旧活動（北陸電力、北陸電力送配電）

（1）基本対策

ア 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。

イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。

ウ 被害状況に基づき、災害復旧資機材及び要員を確保する。

資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

（2）設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

第2 ガス施設

大規模地震の発生時には、ガス導管をはじめ何らかの被災はまぬがれない。このことに留意し、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

また、被災設備は、速やかに復旧し、ガス供給を再開して、被災住民の人心及び生活の安定に努める。

このために、ライフライン関係機関相互の情報交換と連携を努める。

1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティガス協会北陸支部）

(1) 初動活動体制

地震発生時は、あらかじめ定めた自主出社基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに、次の体制で即応する。

ア 情報収集

地震計による地震規模の把握、テレメータ及びガバナ集中監視システム等による供給所及び主要導管の圧力・流量異常並びに移動無線車及び各事業所等の情報に加え、需要家からの通報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

イ 緊急巡回調査

直後情報に基づき、主要な導管ルート及び主要なガス使用建物を巡回点検し、被害状況の把握及び応急措置に努める。

ウ ガスの供給停止

地震規模が一定以上であり、被害の規模が甚大なときは、全面的な供給停止を行う。また、一定以下のときは、導管網の材質や地盤特性及び被害の情報を基に迅速に被害想定を行い、被害が地域的に限定されている場合は、効率的な復旧を図るべく導管網ブロックを限定し、部分供給停止を行う。

(2) 災害時広報

地震が発生し、ガス供給停止を行うときは直ちに広報車及び需要家訪問により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の周知徹底に努める。

また、復旧は導管網ブロック毎に順次、復旧となるが、ガスの供給再開まで上記手段により、次の要領で適時適切な広報の周知徹底を行うとともに需要家設備の安全確認テストを実施し、二次災害の防止、無事故復旧に努める。

ア 供給停止時の広報

(ア) 供給停止した範囲及び規模（町名、需要家数）

(イ) ガス栓、メータガス栓の閉止（需要家への協力依頼）

(ウ) ガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡（需要家への協力依頼）

イ 復旧状況の広報（報告）

(ア) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期

ウ 復旧完了及び供給再開の広報

(ア) 復旧完了による供給再開日の案内と在宅（需要家への協力依頼）

(イ) 社員による安全確認テスト実施まで、ガス使用禁止（需要家への協力依頼）

(3) 関係機関との連携等

災害時には、防災関係機関との情報交換及び監督官庁、同業他社等への報告あるいは復旧応援要請並びにライフライン関係機関相互の情報交換等が不可欠であり、このため、情報窓口も一本化し、統制ある総合的情報として、二次災害の防止と早期復旧に努める。

ア 防災関係機関との情報交換

富山県災害対策本部をはじめ、関係市町村災害対策本部、消防及び警察とは密接な連携をとり、情報収集と最新情報の提供に努める。

イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。

(4) 復旧

ア 復旧優先順位

被害調査の結果に基づき、早期に供給を再開できる中圧路線及び比較的被害の軽い導管網ブロックが復旧の優先対象となるが、同時に次に掲げる対象物件等その重要度に応じ、早急にガス供給の再開に努める。

1位 病院及び療養施設等

2位 被災住民の避難場所

3位 公共施設等

また、地区的優先順位は

1位 住居地区

2位 商業地区

3位 工業地区

イ 復旧のための体制

大地震発生による甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス業界では、(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。

また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。

2 LPガス対策(県危機管理局、市町村、富山県エルピーガス協会)

(1) 災害時広報

県、市町村及び(一社)富山県エルピーガス協会は、地震・津波のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

(2) 応急復旧活動

(一社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

ア 富山県LPガス災害対策本部による活動

(ア) 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・ 県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・ 災害救助法が適用される災害
- ・ 気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害

なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

(イ) 活動

- ・ 消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・ 被害状況の収集、分析及び連絡
- ・ LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援
- ・ 関係機関・団体との連絡・調整

イ LPガスの安定的な供給

県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設

1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、震災時に施設の被害調査、緊急措置及び応急給水の諸体制を速やかに確立するとともに、応急給水に参画し、円滑かつ適切な応急対策活動に努める。

被害が甚大な場合は、人員、装備、資機材のすべてにわたり、被災水道事業体の現有力では処理しきれないことが考えられる。このような事態に対処するため、県内外の水道事業者の広域支援体制を確立する。

(1) 給水基準及び被災人口の確認

水道事業者等は、応急給水活動を円滑に進めるため、生命維持に必要な水量を早急に把握して拠点給水あるいは給水車で輸送する。

(2) 給水の方法

給水の方法は、「拠点給水」^{※1}あるいは給水車で輸送する「運搬給水」^{※2}を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。同時に給水は、すべての被災者に対して等しく配給されなくてはならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については最優先されるよう配慮する。

(3) 応急給水要員の確保

震災時の応急給水活動は、広範囲にわたることが考えられるため、水道事業者等は、可能な限り要員を確保する。給水要員については、復旧要員と異なり一般職員でも活動できるため、水道事業体職員を指導、教育し適正に配置する。

(4) 応急給水支援体制

県及び水道事業者等は、必要に応じ、関係機関に支援協力を要請し応急給水体制を確立する。

(5) 応急給水時の広報

水道事業者等は、震災時に住民に対して応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法、水質についての注意などを周知させ、混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。

※1 拠点給水

指定避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水場等を給水拠点に設定し応急給水を行うものである。

この給水拠点には、飲料水を確実に確保することが必要である。そのためには、常時貯水タンク等により確保する方法があり、やむを得ない場合には、拠点に仮設貯水設備を設置し必要量の飲料水を搬送する方法がある。

実施にあたっての留意事項は、次のとおりである。

(1) 拠点給水場所の確認

地域住民に対し、平常時から震災時の飲料水供給場所を周知しておくことが必要である。

(2) 被災人口の確認

応急給水活動を円滑に進めるため被災人口及び確保水量を早急に把握することが必要である。

(3) 拠点での給水方法

貯水設備に仮設給水栓類を取付け、住民自身が受水していく方法とし、混乱のないよう配慮することが必要である。

また、給水にあたっては、特に衛生管理に配慮し、住民の受水容器の安全性についても考慮しなければならない。

※2 運搬給水

震災時の混乱期に、臨時給水拠点を設置し、給水車で運搬給水する方式は、人的、物的両面から給水区域を対象とすることは非常に困難と思われるので、可能な限り限定することが必要である。しかし、地震による被害が僅少で臨時の給水拠点が限定できる場合には運搬給水も有効である。

この他、次のような特別な場所についても、緊急時の要請により運搬給水で対応することが必要である。

(1) 災害救護所及び総合病院

震災時の救急医療体制に支障をきたさないよう、県及び市町村災害対策本部と連絡を保ち優先的に配慮する。

(2) 震災時給食設備所

県及び市町村災害対策本部より指定されている給食設備所に対しては、県及び市町村災害対策本部の要請に基づいて運搬給水を行う。

(3) その他

県及び市町村災害対策本部より指示された場所

2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、住民の生活用水確保を目途に的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。

また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

(1) 復旧手順

ア 取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、水道事業者はその復旧を最優先で行う。

復旧時間に長時間を要する場合には、この間における予備設備の有効活用や他系統からの導水により、送・配水施設の復旧に伴う給水量の増加に対処する。

イ 水道事業者は、管路の復旧にあたっては配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統からの管網からの給水を進めるなど順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧に努める。

また、公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧と平行して実施する。

(2) 広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。

ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

第4 下水道施設

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

震災が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

(1) 震災状況の調査及び点検

震災発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

(3) 二次災害防止の緊急措置

二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障、及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置

イ 処理場・ポンプ場施設

(ア) ポンプ設備の機能停止に対する措置

(イ) 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

(ウ) 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

(エ) 塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

(4) 広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。

ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

2 他部局との連携（県厚生部、県土木部、県企業局、市町村）

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。

3 広報活動（県土木部、市町村）

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 生活水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸、防災井戸等の活用（県危機管理局、県生活環境文化部、市町村）

事前に水量、生活水としての活用の適否から選定した一般家庭井戸、営業用井戸や、県及び市町村が管理する消融雪用井戸の活用にあたっては、十分な衛生確保を行ったうえで活用する。

第6 通信施設

1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本）

震災時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む。）を出勤させ、通信を確保する。

2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ、各防災関係機関）

（1）公衆通信

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し復旧する。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（2）専用通信

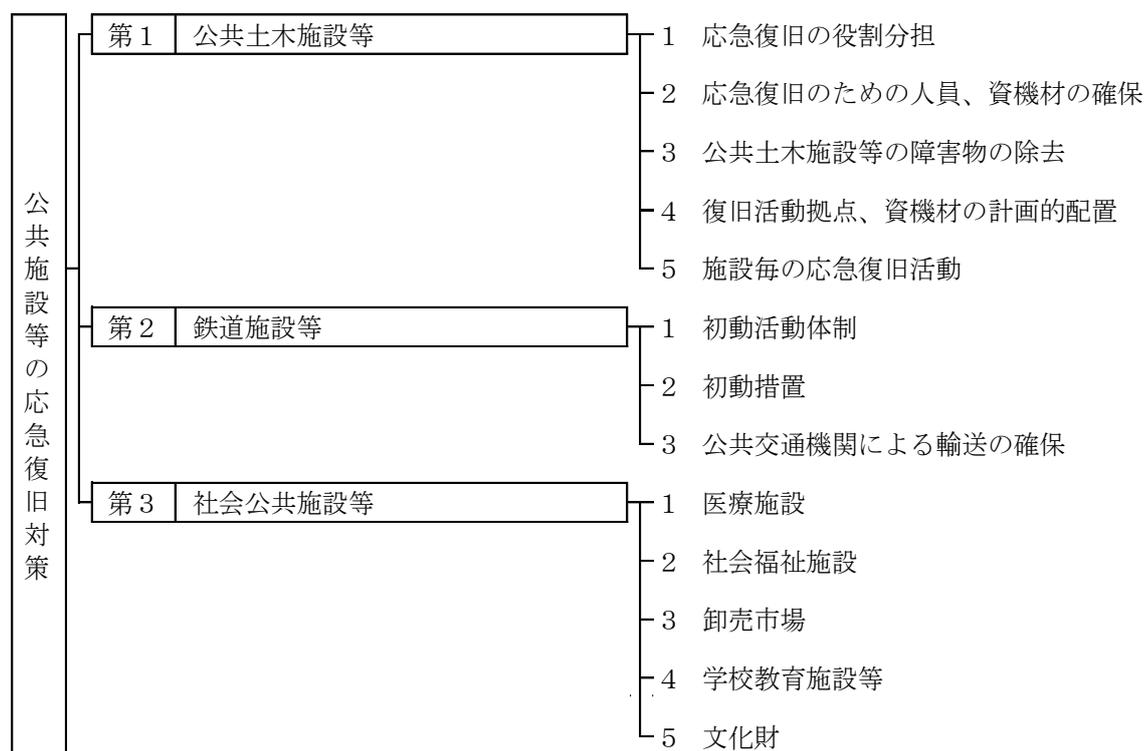
大地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、中日本高速道路株式会社、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

第18節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川、港湾、空港施設及び鉄道等の公共施設は、道路交通、海上輸送及び航空輸送など社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が地震・津波により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなる。また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の速やかな応急復旧措置を講ずるものとする。

対策の体系



第1 公共土木施設等

各管理者は、地震・津波発生時の初動期において必要に応じ公共土木施設の緊急点検を行うこととする。

公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。また、迅速な応急復旧を行ううえで、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

また、災害発生時の初動対応を迅速かつ確に実施するための危機管理体制要領を策定する。

1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市町村が行う。

2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

（1）人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門技術者（富山県防災シニアエキスパートなどの県職員OB、市町村職員OB、コンサルタントなど）へ協力を要請するほか、国の防災エキスパート制度^{※1}を活用し、早期に対応に努めるものとする。

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区、各建築物毎にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、建設業協会等の応援を必要とする場合は、あらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結し、これに基づき応急復旧を実施する。（資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

（2）建設機械の確保

各管理者は、震災時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握するものとする。

また、機械の使用にあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

（資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

（3）資材の確保

各管理者は、震災時の復旧作業に対応するため、毎年、国及び県等所有の復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

また、資材業者所有の資材を使用するにあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

（4）国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請

申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。

※1 防災エキスパート制度

公共土木施設等の整備・管理についての知識・経験を有する国職員OBを登録し、大規模災害時に、国、県、市町村等からの支援要請により、被災状況の情報収集や応急復旧の助言等を行う制度

3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

震災時に発生した道路、河川、港湾等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保することを目的とする。

（1）実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市町村長が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市町村長が行うものとし、市町村のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

（2）障害物除去を必要とする場合

震災時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、概ね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸欠壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

（3）障害物除去の方法

- ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないよう配慮し行う。

（4）除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

（5）除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策をたてることとする。
- イ 比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。

（ア）建設業協会等との提携

建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、あらかじめ建設業協会支部との協定を締結し、これに基づき確保する。

（イ）資機材の生産、販売業者との提携

応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

（6）障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ、適当な措置を講ずる。

4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に努める。

5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

(1) 道路

地震により被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 緊急輸送道路

イ 一般道路で道路の陥没、欠壊等により二次災害を生じるおそれのあるもの

ウ ライフラインの管理施設等防災上重要な施設に通じる道路

(2) 河川

地震により堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防・護岸・天然河岸の欠壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

ウ 堤防護岸等の欠壊で破堤のおそれがあるもの

エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの

オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(3) 海岸

海岸施設が津波等により被害を受けたときは、速やかに応急復旧措置を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防の欠壊（空洞化を含む。）により破堤のおそれのあるもの

ウ 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(4) ダム

地震により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

(5) 港湾

地震、津波より水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急復旧対策を行い、緊急物資の輸送路を確保したうえで、その後本格的な復旧事業に着手する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア けい留施設の破壊で船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているもの

イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの

ウ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(6) 漁港

地震、津波等により漁港施設が被害を受けたときは、被害状況を的確に把握し、速やかに応急・復旧対策を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア けい留施設の破壊で漁船のけい留又は荷役に重大な支障を与えるもの

イ 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの

ウ 漁港の埋そくで漁港の航行又は停泊に重大な支障を与えるもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(7) 空港施設

地震により滑走路、エプロンその他空港施設が被害を受けた場合、速やかに復旧し、航空交通の早期再開を図る。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 基本施設である滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンが破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの

イ 航空保安施設である無線施設、照明施設、管制施設又は気象施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの

(8) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

地震により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 砂防施設

(ア) 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(イ) 流路工若しくは床固工の埋そく、又は天然河岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 地すべり防止施設

施設の全壊もしくは欠壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

(9) 治山施設

地震や地震に起因する土砂災害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(10) 農業用排水施設

ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県交通政策局）

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、地震災害発生時において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

1 初動活動体制

災害が発生した場合、各交通機関は全力を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。

2 初動措置

公共交通機関は、地震発生と同時に次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

(1) 鉄道・軌道

ア 列車運転規制と安全場所への移動

輸送指令員等は、地震が発生したときに、次により運転規制を実施する。また、駅長は危険と判断したときは運転規制を専決施行する。

運転規制の内容

地震の状況	運転規制
40ガル以上 80ガル未満 震度3以下の軽微であるとき	注意運転及び異常の確認を指示する。
80ガル以上 震度4以上または危険と判断したとき	全列車を一旦停止させ、路線点検等を指示する。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 運転士は列車運転中、地震を感知したとき又は輸送指令員等から列車停止の指示を受けたときは、危険な箇所を避けて速やかに停車する。この場合、危険な箇所とは概ね次のような箇所をいう。

a 高い盛土、又は深い切取区間

b 橋梁の上、跨線橋の下又はトンネル内若しくは落石、土砂崩れの危険のある区間

(イ) 車掌は乗務中に地震を感知したときは、直ちに運転士に連絡し、運転士と協力して運転の取扱いをするとともに、旅客に対し適切な指示と案内誘導を行う。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(2) 路線バス

ア 運行措置

地震が発生したときは、次により運行規制を行う。

運行規制の内容

地震の状況	運行規制
震度3	運行を一時停止し、周囲の安全を確認のうえ、運行を再開する。 山間地や海岸を走行する路線では、十分注意する。
震度4以上	発生地域内では、全運行を一時停止し、線路状況・津波状況により、途中折り返し・運行再開などの運行措置を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 地震を感知した場合、直ちに運行を一時停止し、危険な箇所を避けて停車する。

停車後、危険と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導する。

(イ) 停止させた車両を放置するときは、移動可能な状態にする。

(ウ) 乗務員は運行管理者から運行の中止・制限・再開の指示を受ける。被災地外にあっても会社と連絡をとり乗客の不安の軽減に努める。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(3) 空港施設

震度4以上の地震が発生したときは緊急点検を行うとともに、空港内関係機関において被害がないか情報収集に努め、航空機の離着陸に障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは速やかに関係機関に連絡するとともに旅客の安全確保に努める。

3 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、発災後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要なことから、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄道・軌道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

(2) 復旧計画

公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立て、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(3) 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅構内等において広報するとともに、県に対し報告する。県は、放送その他の方法により、各公共交通機関の運行状況について広報する。

第3 社会公共施設等

地震発生により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

県は、国、電力会社等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電力会社等は、電源車等の配備に努めるものとする。

1 医療施設（県厚生部）

県は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、震災時においては、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

2 社会福祉施設（県厚生部）

県は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

3 卸売市場（県農林水産部）

地震により卸売市場の施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。

特に、卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地としての役割上、速やかに復旧する必要がある、道路復旧等について関係機関に対し協力要請を行う。

4 学校教育施設等（県教育委員会、市町村）

（1）学校教育施設

復旧計画（「第3章第20節 第1 応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

（2）社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じられるよう指導を行うものとする。

5 文化財（県教育委員会、市町村）

（1）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

（2）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。

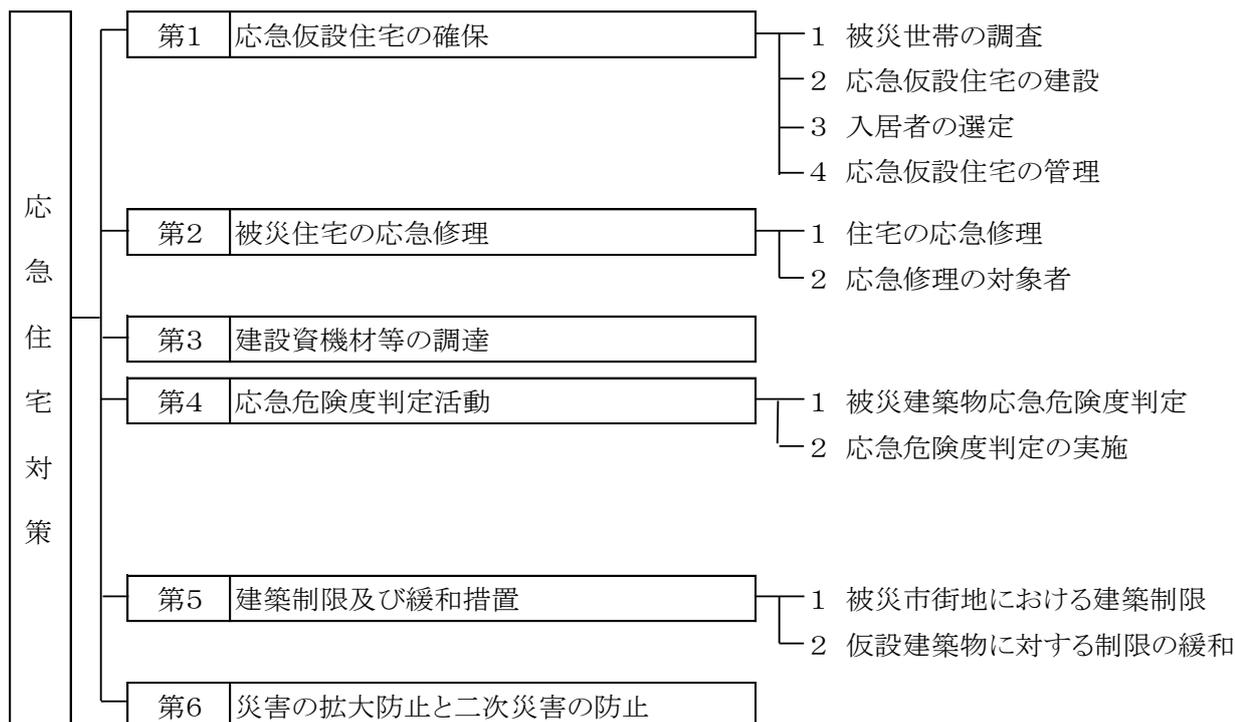
（3）県及び市町村は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第19節 応急住宅対策等

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

また、被災した住宅、事務所、店舗等に対して速やかに危険度判定を実施する。

対策の体系



第1 応急仮設住宅の確保

1 被災世帯の調査（県厚生部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、地震・津波災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

(1) 市町村は、次の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 県は、次の調査を実施する。

- ア 市町村の調査に基づく被災戸数
- イ 市町村の住宅に関する要望事項
- ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

- エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）

（1）建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

（2）体制の確立

県及び市町村は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。

（3）建設用地

市町村は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。

<応急仮設住宅建設予定地選定の基準>

- ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。
- イ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。
- ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

（4）設置戸数

県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（5）建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障害者のために、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

（6）建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

（7）建設工事

- ア 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。
- イ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。
- ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

（資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）

（8）民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(9) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定（県厚生部、市町村）

(1) 入居資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

エ なお、災害地における住民登録の有無を問わない

(2) 入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

イ 選定にあたっては、障害者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理（県土木部、県厚生部、県関係部局、市町村）

応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、県が行う。

ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村）

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された震災により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

(2) 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象者（県厚生部、市町村）

(1) 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 対象者の選定

市町村において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

第3 建設資機材等の調達（県土木部、県農林水産部）

県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、不足が生じる場合、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第4 応急危険度判定活動（県土木部、市町村）

地震により建築物が被災した場合や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地の破壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

ア 被災市町村は、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定を実施する。

イ 被災市町村は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

ウ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき支援計画を作成し、被災市町村が実施する判定

活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により被災市町村が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。

エ 被災市町村以外の市町村は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。

オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省及び中部圏被災建築物応急危険度判定協議会幹事県へ支援を要請する。

(2) 被災建築物応急危険度判定士への参加要請

ア 被災市町村は、その区域に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市町村並びに(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会を通じて、被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。

ウ 被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。

エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

(3) 被災建築物応急危険度判定の方法

ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル((一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。

イ 市町村災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ 判定作業は、2名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。

オ 判定作業終了後は、市町村災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。

カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

2 被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定の実施

ア 被災市町村は、判定実施計画を作成し、被災宅地危険度判定を実施する。

イ 被災市町村は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

ウ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき支援計画を作成し、被災市町村が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により被災市町村が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。

エ 被災市町村以外の市町村は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。

オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省(北陸地方整備局又は本省)を通じて他の都道府県へ支援を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士への参加要請

ア 被災市町村は、その区域に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市及び被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。

ウ 被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。

エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

(3) 被災宅地危険度判定の方法

- ア 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。
- イ 市町村災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。
- ウ 判定作業は、3名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。
- エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者等に判定内容を説明する。
- オ 判定作業終了後は、市町村災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。
- カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

第5 建築制限及び緩和措置（県土木部、市町村）

1 被災市街地における建築制限

地震・津波災害の後、復興計画として都市計画事業及び土地区画整理事業が立案されるまでの間、建築物の無秩序な建築を防止するため、知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあつてはそれぞれの市長が）において建築基準法第84条第1項に基づき1月以内に限り、区域の指定を行い、建築物の建築を制限し、又は禁止する。都市計画事業又は土地区画整理事業の計画決定が多少遅れるような場合には、更に1月を超えない範囲内で、その期間を延長することとする。

なお、この建築制限は、住民に早く周知徹底しなければ実効を失うおそれがあるので、正規の手続きのほか、現場に立札をたてる等の方法をとる。

2 仮設建築物に対する制限の緩和

(1) 地震災害があつた場合、知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあつてはそれぞれの市長が）において建築基準法第85条第1項に基づき

- ア 災害により破損した建築物の応急修繕
- イ 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害援助のために建築する応急仮設建築物で、災害発生後1月以内に工事に着手するもの
- ウ 被災者自ら使用するために建築する応急仮設建築物で、延べ床面積が30㎡以内であり、災害発生後1月以内に工事に着手するもの

について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を適用しない防火地域以外の地域を指定する。

(2) 地震災害があつた場合、停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築基準法の一部の規定は適用しない。

(3) (1) 及び (2) の応急建築物はあくまで臨時のものであるので原則として竣工後3月以内に除却しなければならない。しかし、3月を過ぎても存続する必要がある場合は知事の許可を受けなければならない。この場合、知事は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、存続を許可する。

なお、知事は被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により2年3月を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、更に1年を超えない範囲内において許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建

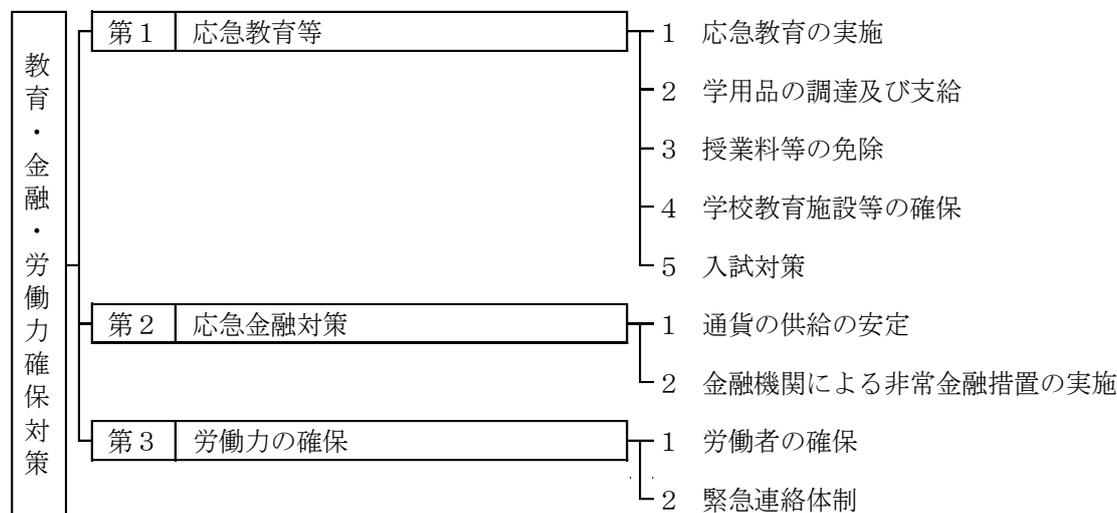
築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

第6 災害の拡大防止と二次災害の防止

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第20節 教育・金融・労働力確保対策

対策の体系



第1 応急教育等

災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。

1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

（1）応急教育計画の策定等

ア 応急教育計画の策定等

（ア）校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。

私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行うものとする。

（イ）校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、安否確認方法、事後措置及び保護者との連絡方法（一斉メールの活用等）のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図るとともに継続的に見直しを行う。

b 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。

c 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ 水、食料及び医薬品等の確保

（ア）飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、災害時には通常飲用していない井戸水等を飲用しなければならない事態を想定し、学校薬剤師等の助言、指導を受けて井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場

所を周知する。

(イ) 食料の確保

特別支援学校においては、要配慮者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

(ウ) 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。

(ウ) 校長等は、状況に応じ、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

(エ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(オ) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(カ) 応急教育の実施計画については、知事又は所管教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策

(ア) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(イ) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

(ウ) 児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

a 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

b 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

(3) 災害復旧時の態勢

- ア 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状況を調査し、知事又は所管教育委員会に報告する。
- イ 校長等は知事又は所管教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。
- ウ 知事又は教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- エ 知事又は教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- オ 応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。
- カ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記（オ）に準じた指導を行うように努める。
- キ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、知事又は所管教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。
- ク 校長等は、災害の推移を把握し、知事又は所管教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ケ 県立大学では、寄宿舎や民間アパート等の利用者も多いため、これらが利用できなくなった場合には、臨時の宿舎を確保するよう努める。
- コ 私立学校設置者は、自ら応急の教育が困難な場合、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施若しくはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村）

(1) 給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第1で定める学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市町村が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、知事から委任を受けた市町村長が当該教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）

県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒の被災の程度に応じ、富山県立高等

学校の授業料等に関する条例第5条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。

また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。

4 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）

（1）被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

（2）仮設校舎の建設

校舎の損壊や避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

（3）避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

5 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）

入試期間に災害が発生した場合は、受験者の利便を図る観点から、知事又は教育委員会は入試時期等について適切な措置を講じるものとする。

第2 応急金融対策

災害時において、被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民政の安定を図る必要がある。このため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。

1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。

（1）通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、日本銀行は必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ日本銀行職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

（2）輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、日本銀行職員は関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信を確保する。

（3）金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう関係行政機関と協議する。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業について適宜配慮するこ

とを要請する。

2 金融機関による金融上の措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請する。

（1）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって預貯金の払戻しを行う。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等を行う。

ウ 被災地の手形交換において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出や不渡処分等の猶予等適宜配慮すること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

（2）金融上の措置の実施等に関する広報

金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第3 労働力の確保

1 労働者の確保（富山労働局、県商工労働部、市町村）

県及び市町村は、がれき処理等の災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

（1）雇用計画

ア 雇用方法

労働者の雇用については、公共職業安定所と協力し、復旧作業に必要な労働力を迅速、確実に確保する。

（ア）市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（労働政策課）に連絡し、労働者の確保を要請する。

（イ）要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

（ウ）連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は市町村指定場所に待機させる。

イ 労働者の供給

労働者の確保を要請した部局等は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の供給を受ける。

要請県部局及び市町村は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

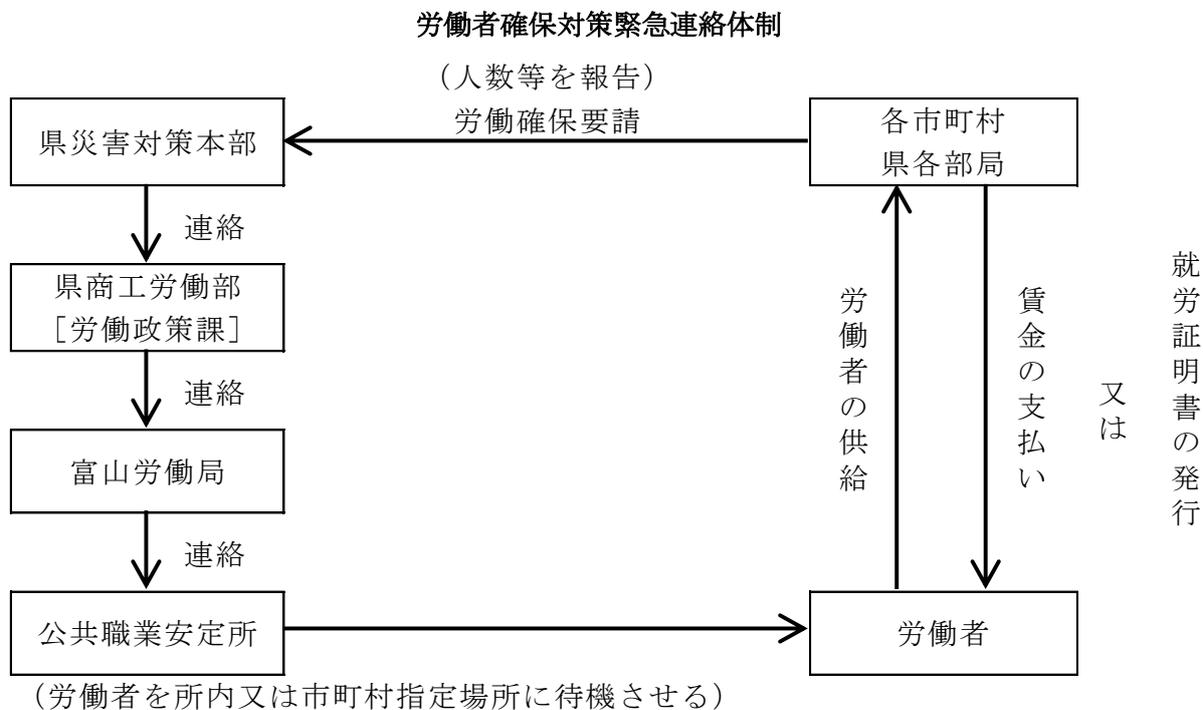
ウ 賃金の支払い

賃金は、労働者確保を要請した県部局及び市町村において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知するものとする。

2 緊急連絡体制

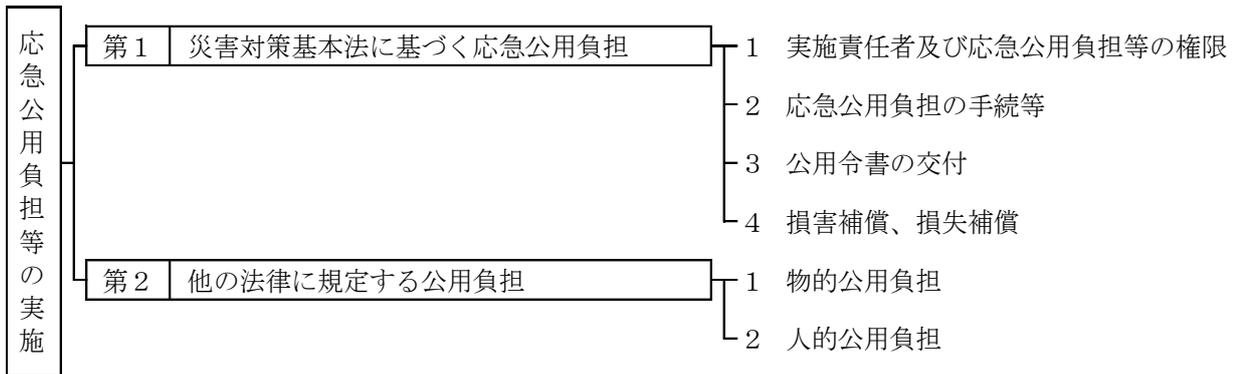
応急復旧活動に必要な労働者の確保対策に係る連絡体制は次のとおりである。



第 21 節 応急公用負担等の実施

防災関係機関は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

対策の体系



第 1 災害対策基本法に基づく応急公用負担（各関係機関）

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限

(1) 市町村長（災害対策基本法第 64 条、第 65 条、第 71 条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置。

ウ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（災害対策基本法第 64 条、第 65 条）

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前（1）ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

(3) 知事（災害対策基本法第 71 条、第 73 条）

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき

は、前記（１）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

（４）指定地方行政機関の長（災害対策基本法第 78 条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

2 応急公用負担の手續等

応急公用負担の手續等は、次のとおりである。（災害対策基本法第 64 条）

（１）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等上記必要事項を掲示するものとする。

（２）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から 14 日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から 6 月を経過しても返還することのできない工作物等は、

（ア）市町村長が保管する場合、市町村

（イ）警察署長が保管する場合、県

（ウ）海上保安部長が保管する場合、国

（エ）自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

に、その所有権が帰属する。

3 公用令書の交付（災害対策基本法第 81 条）

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第 82 条、84 条）

（１）損害補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事し

た者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法律に規定する公用負担（各関係機関）

1 物的公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消防法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし
水防法	水防管理者水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は工作物その他の障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償（水防管理団体負担）	なし
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	なし
水害予防組合法	水害予防組合	非常災害のため必要	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	損失補償（水害予防組合負担）	なし
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（河川管理者負担）	なし

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
道路法	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	正当の事由がなく、こぼみ、又は妨げた者、懲役又は罰金
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険防止	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	なし
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	土地、水面、船舶、工作物、土石、竹木、その他の物件	使用、収用	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	なし
土地改良法	国、都道府県、市町村、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償（当該団体負担）	なし
感染症予防法	都道府県知事	感染症毒に汚染した建物で消毒方法の施行を不適当と認めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付（市町村負担）	なし
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の理由なくこぼんだ者罰金
電気通信事業法	西日本電信電話(株)	天災が発生した場合、重要な通信を確保するための線路の設置	土地、建物その他の工作物	使用	損失補償（西日本電信電話(株)負担）	なし

2 人的公用負担

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法	水防管理者水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給（1、2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法	都道府県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
災害救助法 (施設負担)	都道府県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償(一定額以上国庫)	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組合管理者、警察官又は監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組合員又は区域内の総居住者	夫役現品	なし	(督促及び滞納処分)
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	現場にある者	使役	なし	
道路法	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償(道路管理者負担)	軽犯罪法
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険の防止	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償(港湾管理者負担)	同上
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	現場にある者	業務に協力	現に生じた損害を補償(漁港管理者負担)	軽犯罪法
警察官職務執行法	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事務の管理者その他関係者	措置命令	なし	同上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給(市町村負担)	1 罰金 2 軽犯罪法
海上保安庁法	海上保安官	非常事変に際し必要あるとき	付近にある人及び船舶	協力	なし	軽犯罪法
水道法(物品負担)	都道府県知事	災害その他非常の場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道施設内にとり入れた水の供給	対価補償(都道府県)	懲役又は罰金
有線電気通信法(施設負担)	総務大臣	非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、災害の予防救援、交通通信若しくは電力の供給秩序維持のため	有線電気通信設備を設置したもの	他の設置に接続させること必要な返信を行わせること他の者に使用させること	実費弁償(国庫負担)	懲役又は罰金
電波法(施設負担)	総務大臣	非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、人命救助、災害救援、交通通信の確保、秩序の維持のため	無線局	通信を行わせる	実費弁償	懲役又は罰金
港湾運送事業法(施設負担)	国土交通大臣	災害救助その他公共の安全の維持のため	港湾運送業者	貨物の取扱、運送、順位変更	通常生ずべき損失を補償	なし